

令和7年2月17日 時点

第3次 二宮町 障がい者福祉計画

【令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)】

第7期障がい福祉計画及び 第3期障がい児福祉計画

【令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)】

【素案】

令和7年(2025年)3月
二 宮 町

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
5. 計画の策定体制	4
第2章 二宮町における状況	5
1. 統計データからみた二宮町のすがた	5
2. アンケート調査からみた二宮町のすがた	16
第3章 計画の基本的な考え方	28
1. 基本理念	28
2. 基本目標	29
3. 施策の体系	30
第4章 施策の展開	32
【基本目標1】お互いに尊重し合い、安心・安全な暮らしができるまちづくり	32
【基本目標2】住み慣れた地域で、心豊かで快適に生活できるまちづくり	36
【基本目標3】自分らしく学び、働き、社会に参加できるまちづくり	42
第5章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画	46
1. 計画策定の視点	46
2. 令和8年度（2026年度）の数値目標	47
3. 障がい福祉サービス等の見込量	51
第6章 計画の推進体制	70
1. 計画の推進	70
2. 計画の進行管理	70
第7章 資料編	71
1. 二宮町障害者福祉計画策定検討会運営要綱	71
2. 二宮町障がい者福祉計画策定検討会 構成員名簿	72
3. 第3次二宮町障がい者福祉計画策定経過	73

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

「障害者白書（令和6年（2024年）版）」によると、現在の日本における障がいのある人の概数は、身体障がい者が436万人、知的障がい者が109万4千人、精神障がい者が614万8千人とされています。複数の障がいを併せ持つ人もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ9.2%が何らかの障がいを有していることになります。

近年における本町の各障害者手帳所持者の総数は、令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）と微増していましたが、令和5年度（2023年度）では減少に転じており、令和5年度（2023年度）末の障がいのある人は1,396人（重複あり）と、総人口に占める割合は5.0%で、国の平均を下回っています。障害者手帳所持者の総数は増加していないものの、障がい福祉サービスや指定難病の医療費の受給者は増加しており、複雑化・多様化する障がい福祉に対するニーズへの適切な対応が求められています。

このような状況の中、近年、国では多方面にわたって障がいのある人に関する法律や制度改正を行っています。令和3年度（2021年度）では「障害者差別解消法」が改正、令和4年度（2022年度）では「児童福祉法」及び「障害者総合支援法」で一部改正が行われるとともに、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。さらに、令和5年度（2023年度）においては、『第5次障害者基本計画』が見直し策定されました。

本町では、平成26年度（2014年度）に策定した『（第2次）二宮町障がい者福祉計画（平成27年度（2015年度）～令和6年度（2024年度））』及び令和5年度（2023年度）に策定した『第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度））』に沿って、障がいのある人を支援するための施策を行っています。こうした中、『（第2次）二宮町障がい者福祉計画』の計画期間が終了となることから、国の動向、社会情勢の変化、障がいのある人のニーズ等を踏まえ、これまでの計画を見直すこととなりました。本町の障がい者施策の基本指針として、総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい者福祉の充実に向けて、各種施策の方向性を明らかにし、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とする新たな『第3次二宮町障がい者福祉計画』を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法 第11条第3項で定められている市町村障害者計画であり、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画です。

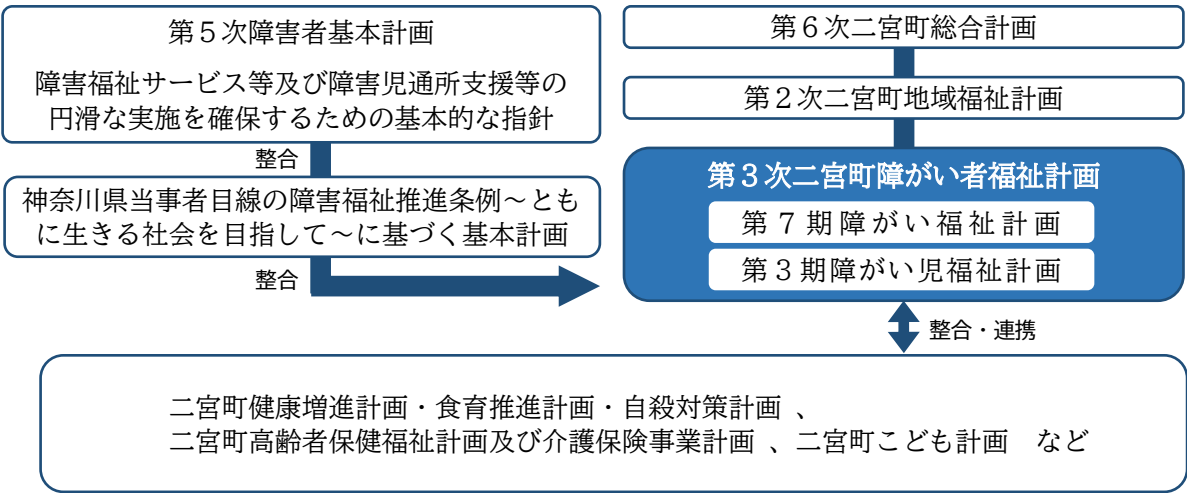
一方、令和5年度（2023年度）に策定した『第7期障がい福祉計画』は、障害者総合支援法 第88条第1項に基づく、障がい福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画で、『第3期障がい児福祉計画』は、児童福祉法 第33条の20第1項に基づく、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保、その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関する計画です。ともに、国や県の指針・方向性に沿った内容とし、障がい福祉サービスや障がい児通所支援、障がい児相談支援に関する具体的な数値目標を設けています。また、本計画の生活支援に関する事項の実施計画に値する役割も有しています。

【計画の性格】

項目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名称	第3次二宮町障がい者福祉計画	第7期障がい福祉計画	第3期障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
位置付け	障がいがある人のための 施策に関する 基本的な事項を定める計画	障害者総合支援法に基づく サービスの見込量と 提供体制を 確保するための計画	児童福祉法に基づく サービスの見込量と 提供体制を 確保するための計画
計画 期間	5年間	3年間	3年間
	令和7年度～令和11年度 (自治体によって異なるが、 概ね3年～10年程度)	令和6年度～令和8年度 (平成18年度より、 3年を1期として策定)	令和6年度～令和8年度 (平成30年度より、 3年を1期として策定)

本計画は、国の『第5次障害者基本計画』や『障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針』、県の『神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画』との整合がとられているとともに、町の最上位計画である『第6次二宮町総合計画』や福祉分野の上位計画である『第2次二宮町地域福祉計画』、その他関連計画とも整合・連携が図られています。

【第3次二宮町障がい者福祉計画の位置づけ】



3. 計画の期間

今回、見直し策定する「第3次二宮町障がい者福祉計画」の計画期間は、令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）の5年間とします。ただし、計画期間内に、障がいのある人を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合は、その都度、計画を見直すこととします。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
(第2次)二宮町障がい者福祉計画 (平成27年度～令和6年度)				第3次二宮町障がい者福祉計画 (令和7年度～令和11年度)				
第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)			第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画 (令和9年度～令和11年度)		

4. 計画の対象

『第3次二宮町障がい者福祉計画』の対象となる“障がいのある人”とは、「障害者基本法」に規定された“身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があるもの及び難病患者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの”とします。

また、『第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画』の各サービスの対象となる“障がいのある人”とは、「障害者総合支援法」に規定された

- ①「身体障害者福祉法」第4条に規定する身体障害者
- ②「知的障害者福祉法」にいう障害者のうち18歳以上である者
- ③「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条に規定する精神障害者（「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障害者を含み、「知的障害者福祉法」にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者
- ④ 治療方法が確立していない疾病その他特殊であって政令で定めるものによる障害程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいいます。

さらに、“障がいのある子ども”とは、「児童福祉法」第4条第2項に規定する障がい児をいいます。

5. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

障がいのある人の現状を分析・整理し、計画策定に資する基礎資料として把握するとともに、障がいのある人の意見を計画に反映することを目的に、実態調査を実施しました。
(アンケート結果は16～27ページ参照)

(2) 障がい者福祉計画策定検討会による協議

計画の見直しに際しては、町民の意見が反映されるよう、行政内部だけではなく、学識経験者、障がい者団体、福祉関係者、町民代表（公募）の参画を得て、二宮町障がい者福祉計画策定検討会を設置して協議を行っています。

	開催日	協議事項
第1回	令和6年7月12日	計画策定スケジュール、町民意識調査アンケート結果及び統計データからみる二宮町について、計画策定の骨子について
第2回	令和6年8月27日	計画素案の検討
第3回	令和6年11月11日	パブリックコメント前の計画素案の検討
第4回	令和7年2月26日	パブリックコメントを反映させた計画（案）の検討

(3) パブリックコメントの実施

町民の考えを本計画に反映するため、素案を公表して広く町民等からの意見を募集しました。

【パブリックコメントの実施期間と方法】

素案の公表方法：二宮町ホームページ、福祉保険課窓口、その他

意見の提出方法：書面の提出、郵便、ファックス、電子メール

意見の募集期間：令和7年（2025年）1月6日（月）～ 令和7年（2025）2月5日（水）

意見の件数：2件

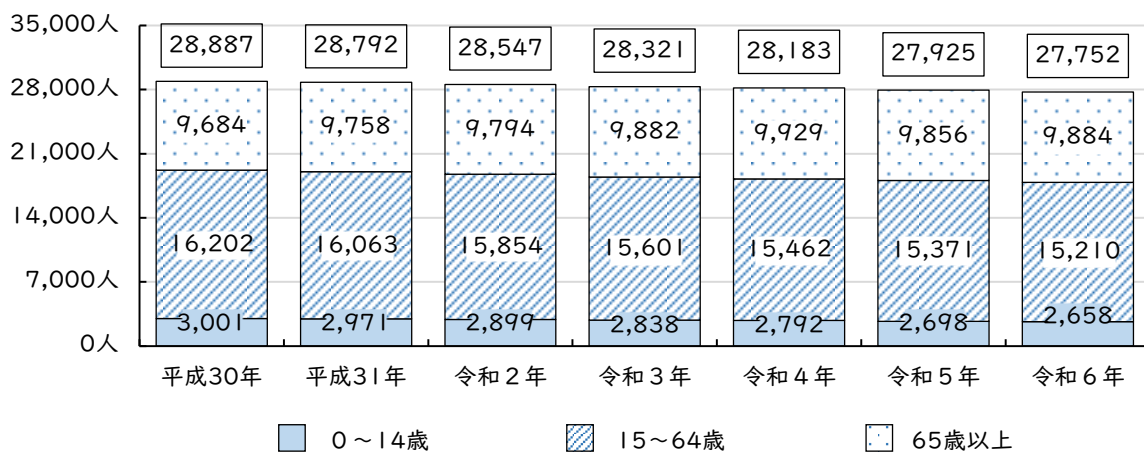
第2章 二宮町における状況

1. 統計データからみた二宮町のすがた

(1) 人口について

◆ 総人口・年齢3区分別人口

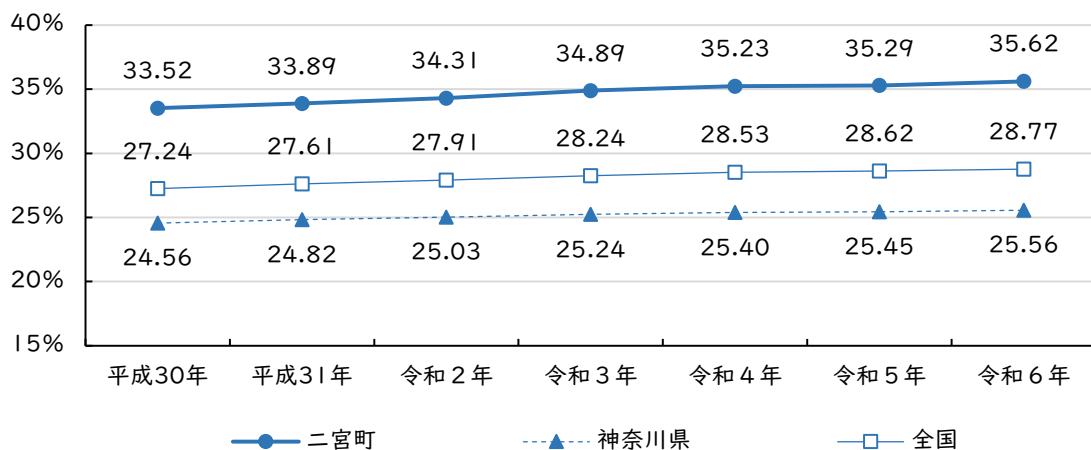
令和6年（2024年）の総人口は27,752人で、年齢3区分別の内訳は「0～14歳」が2,658人、「15～64歳」が15,210人、「65歳以上」が9,884人となっています。平成30年（2018年）以降の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、6年間で1,135人減少しています。また、年齢3区分別では「0～14歳」と「15～64歳」は減少傾向で、令和4年（2022年）まで増加していた「65歳以上」も令和5年（2023年）では減少に転じて、令和6年（2024年）ではほぼ横ばいとなっています。



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日時点）」

◆ 高齢化率の比較

令和6年（2024年）の二宮町の高齢化率は35.62%で、神奈川県や全国よりも高い水準となっています。平成30年（2018年）以降の推移をみると、いずれも高齢化率は上昇傾向にあり、その上昇幅は二宮町が最も大きく、6年間で2.10ポイントの上昇となっています。（神奈川県は1.00ポイント、全国は1.53ポイントの上昇）

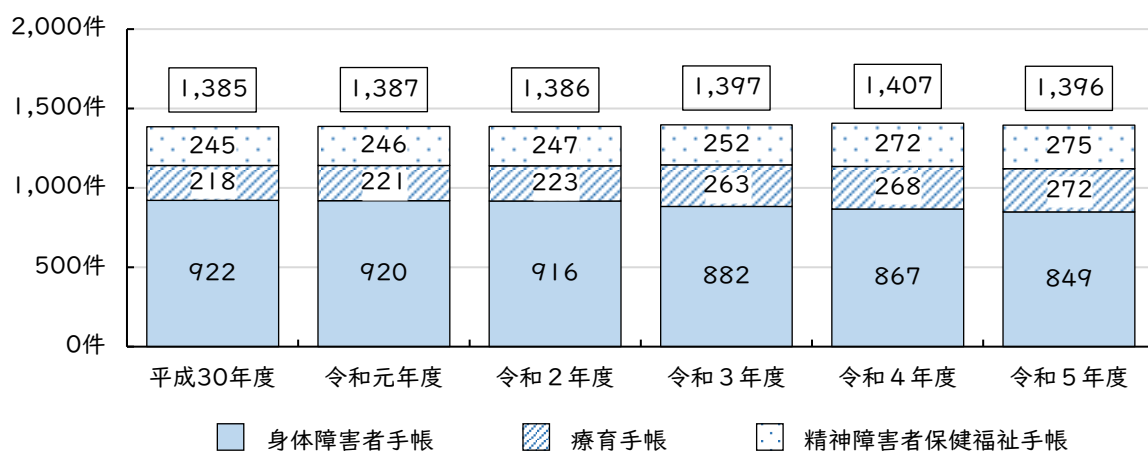


資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日時点）」

(2) 障害者手帳所持者について

◆ 障害者手帳の交付件数

令和5年度（2023年度）の障害者手帳の交付件数は1,396件で、手帳の種類別の内訳は「身体障害者手帳」が849件、「療育手帳」が272件、「精神障害者保健福祉手帳」が275件となっています。平成30年度（2018年度）以降の推移をみると、令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）と増加していた障害者手帳の交付件数は令和5年度（2023年度）に減少に転じています。手帳の種類別では「身体障害者手帳」が減少傾向であるのに対し、「療育手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」は増加傾向にあります。

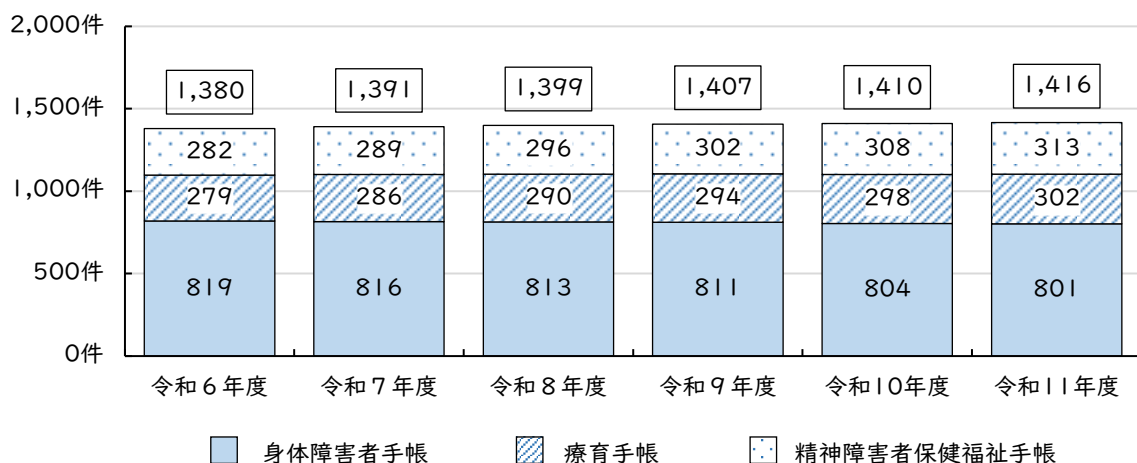


資料：「手帳交付状況（各年度3月31日時点）」

◆ 障害者手帳の交付件数の将来推計

令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）の性別・各歳別人口のコーホート変化率を用いて人口推計を行い、当該期間の年齢3区分別の各障害者手帳の出現率の伸び率等を勘案して、計画期間中の障害者手帳の交付件数を推計すると以下のとおりになります。

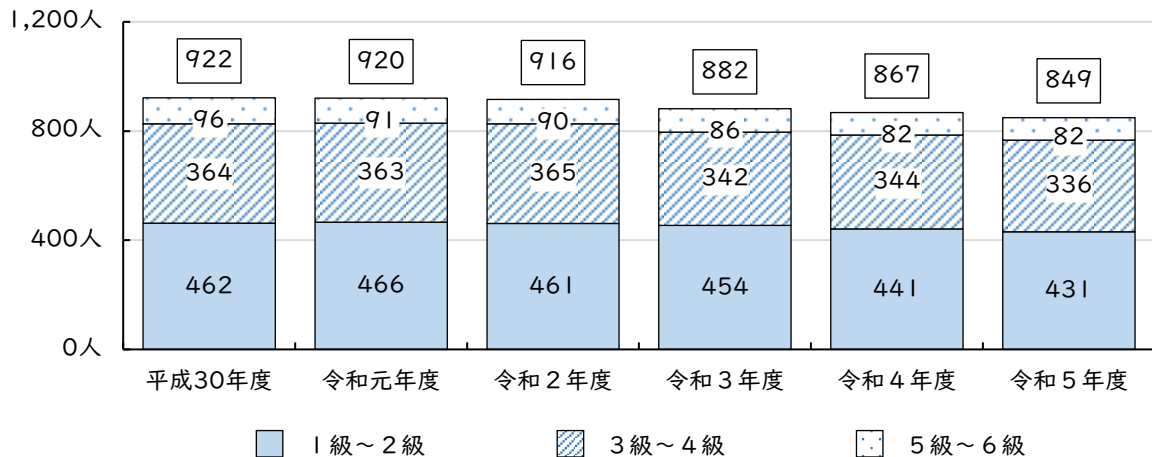
町の総人口の減少していく中、「身体障害者手帳」は減少傾向、「療育手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」は増加傾向にあり、手帳所持者の総数は微増傾向で推移していくと推測されます。



資料：福祉保険課による推計

◆ 等級別身体障害者手帳所持者数

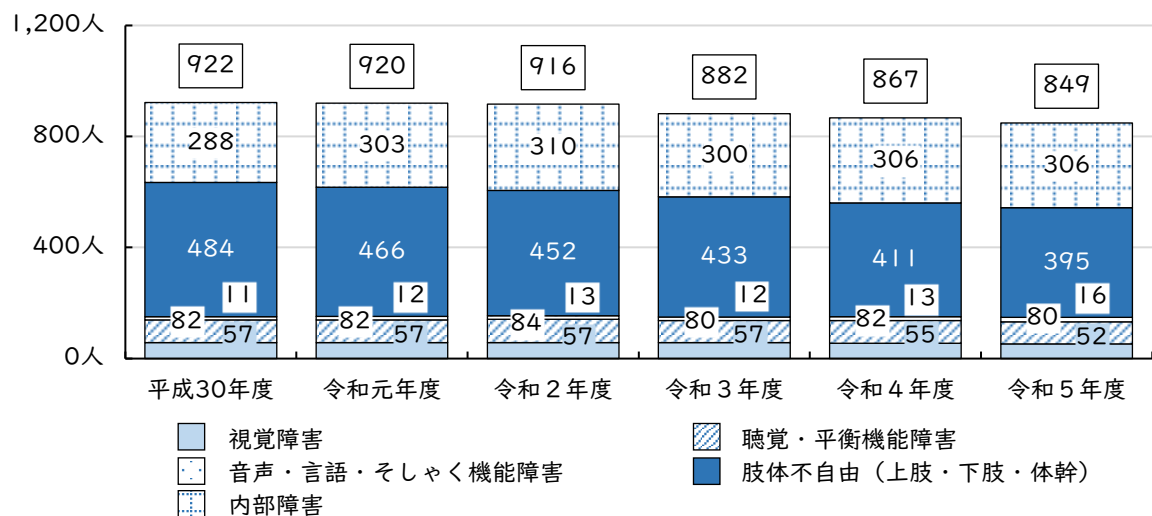
令和5年度（2023年度）の等級別身体障害者手帳所持者数は、「1級～2級」が431人、「3級～4級」が336人、「5級～6級」が82人となっています。平成30年度（2018年度）以降の推移をみると、いずれの等級区分も減少傾向にあります。



資料：「身体障害者手帳交付内訳（各年度3月31日時点）」

◆ 障害の種類別身体障害者手帳所持者数

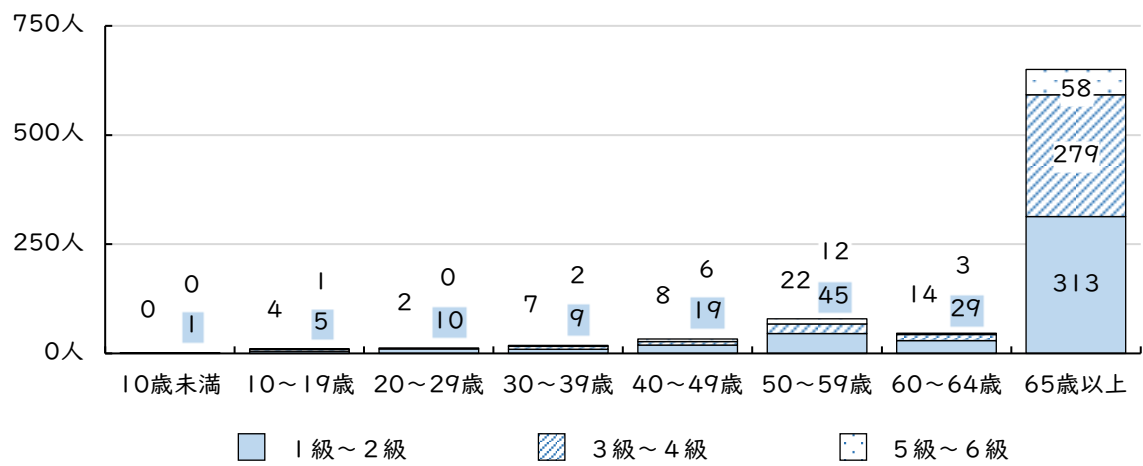
令和5年度（2023年度）の障害の種類別身体障害者手帳所持者数は、「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」が395人と最も多く、次いで「内部障害」が306人、「聴覚・平衡機能障害」が80人などとなっています。平成30年度（2018年度）以降の推移をみると、「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」は減少傾向、「内部障害」は年度により増減があり、その他の障害はほぼ横ばい傾向となっています。



資料：「身体障害者手帳交付内訳（各年度3月31日時点）」

◆ 年齢別・等級別身体障害者手帳所持者数（令和5年度（2023年度））

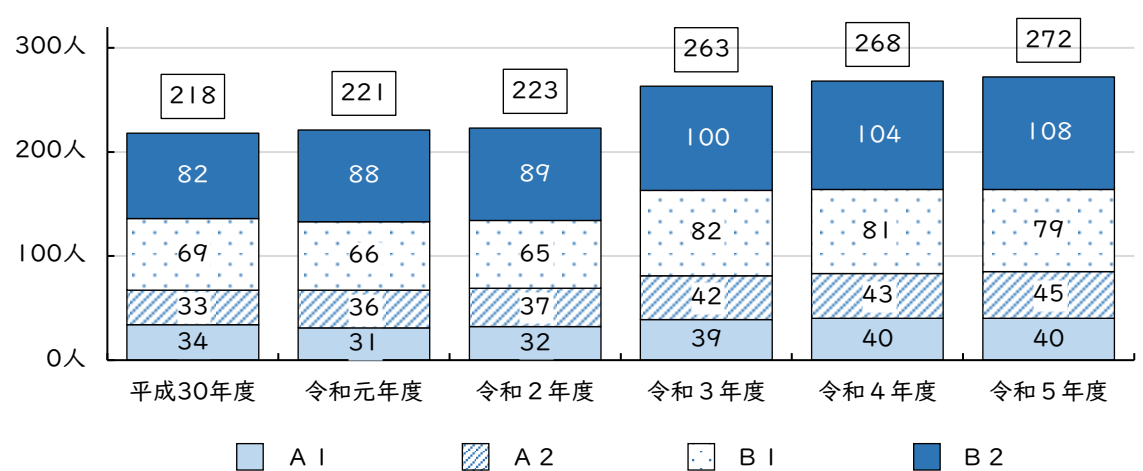
令和5年度（2023年度）の身体障害者手帳所持者を年齢別・等級別にみると、大半を65歳以上の高齢者が占めていることがわかります。また、全ての年齢区分において障害の程度の重い「1級～2級」が最も多くなっています。



資料：「身体障害者手帳交付内訳（令和6年（2024年）3月31日時点）」

◆ 程度別療育手帳所持者数

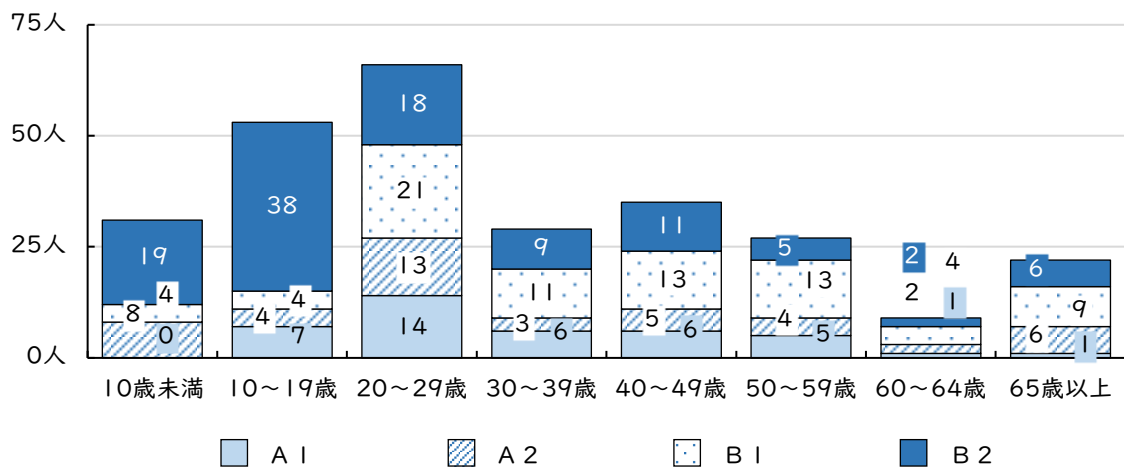
令和5年度（2023年度）の程度別療育手帳所持者数は、「A1」が40人、「A2」が45人、「B1」が79人、「B2」が108人となっています。平成30年度（2018年度）以降の推移をみると、「A1」と「B1」で減少している年度が若干みられるものの、それ以外はいずれの程度区分も増加傾向で推移しています。



資料：「療育手帳交付内訳（各年度3月31日時点）」

◆ 年齢別・程度別療育手帳所持者数（令和5年度（2023年度））

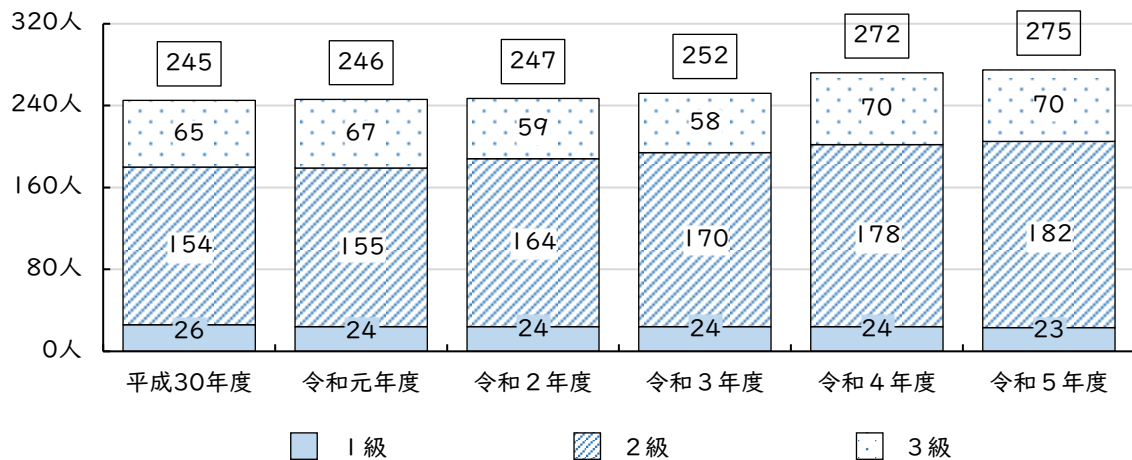
令和5年度（2023年度）の療育手帳所持者を年齢別・程度別にみると、30歳未満の若年層が多く、中でも20歳未満において障害の程度が軽い「B2」が6～7割を占めています。一方、20歳以上においては、「B1」が最も多くなっています。障害の程度が最も重い「A1」は、20～29歳と30～39歳において2割以上とやや多くなっています。



資料：「療育手帳交付内訳（令和6年（2024年）3月31日時点）」

◆ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

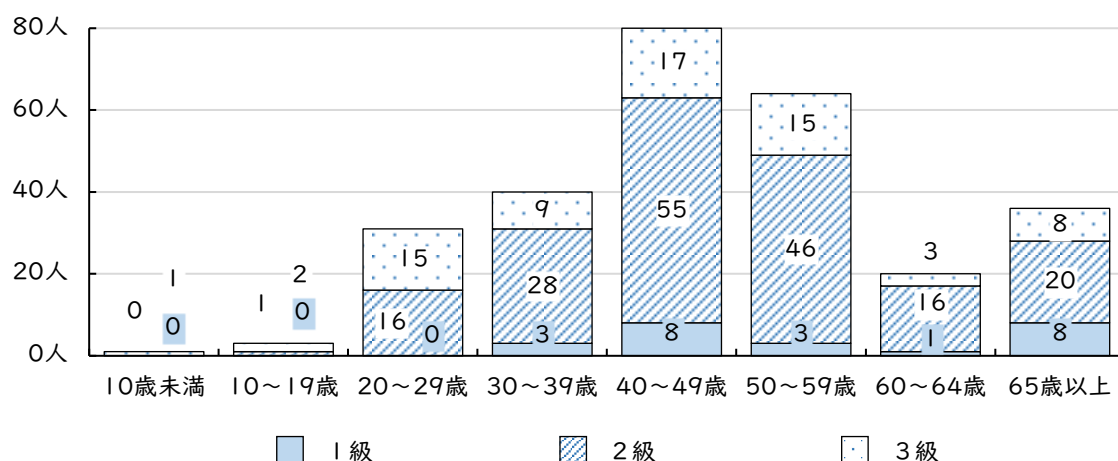
令和5年度（2023年度）の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「1級」が23人、「2級」が182人、「3級」が70人となっています。平成30年度（2018年度）以降の推移をみると、「1級」はほぼ横ばい、「2級」、「3級」は増加傾向にあり、特に「2級」の増加が目立ちます。



資料：「精神障害者保健福祉手帳交付内訳（各年度3月31日時点）」

◆ 年齢別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和5年度（2023年度））

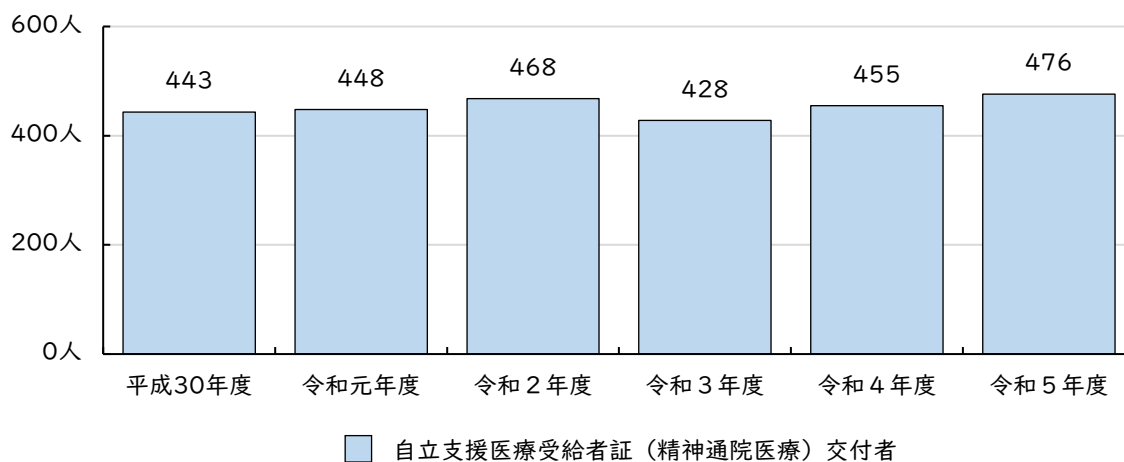
令和5年度（2023年度）の精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢別・等級別にみると、40～59歳の中年層が多く、10歳未満・10～19歳を除く年齢区分において「2級」が半数以上を占めて最も多くなっています。障害の程度が最も重い「1級」は、人数は少ないものの、65歳以上において約2割を超えています。



資料：「精神障害者保健福祉手帳交付内訳（令和6年（2024年）3月31日時点）」

◆ 自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数

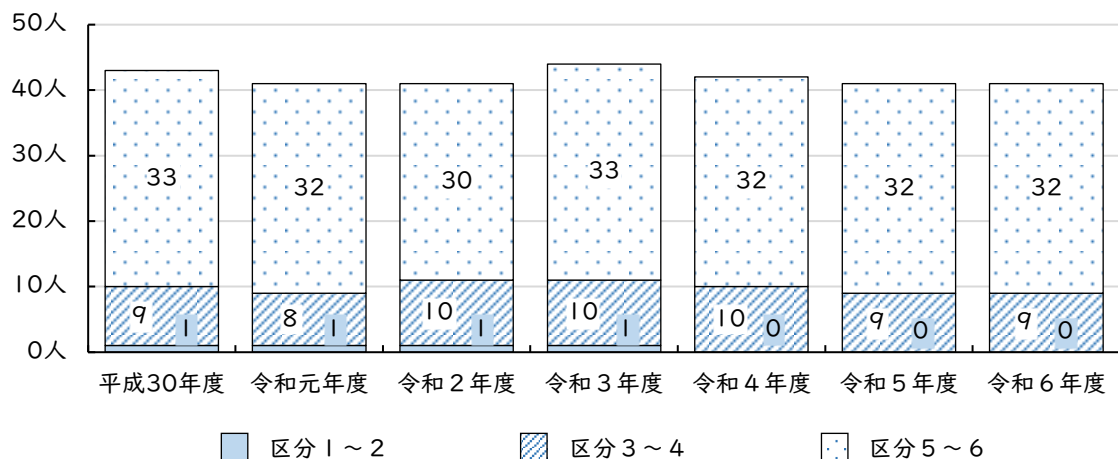
令和5年度（2023年度）の自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数は、476人となっています。平成30年度（2018年度）以降の推移をみると、年度によって増減はするものの、450人前後で推移しています。



資料：「精神障害者保健福祉手帳交付内訳（各年度3月31日時点）」

◆ 障害支援区分別支給決定者数（身体障害者手帳所持者）

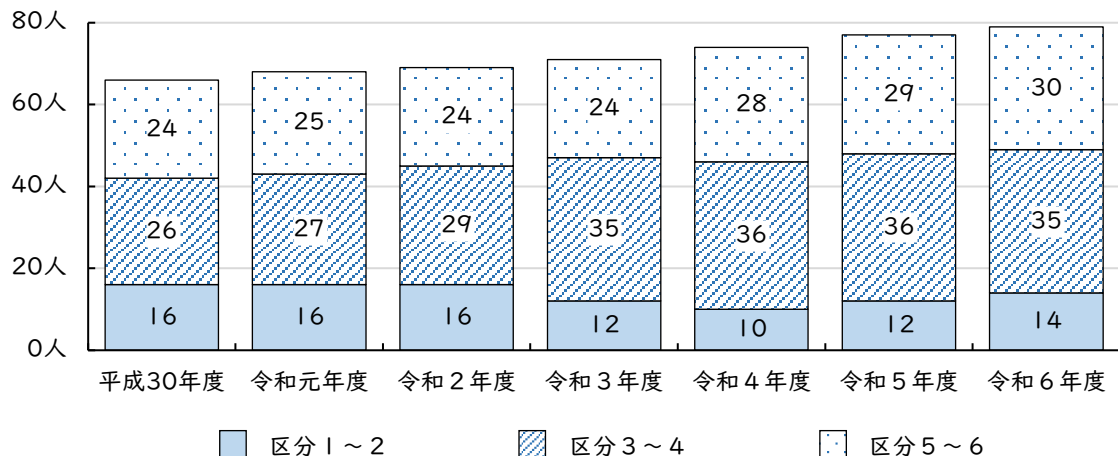
令和6年度（2024年度）の身体障害者手帳所持者の障害支援区分別支給決定者数は、「区分1～2」が0人、「区分3～4」が9人、「区分5～6」が32人となっています。平成30年度（2018年度）以降の推移をみると、年度によって多少の増減はあるものの、おおむね40人前後で推移しており、必要とする支援の度合いが高い「区分5～6」が障害支援区分の認定を受けている身体障害者手帳所持者の8割程度を占めています。



資料：「障害支援区分の推移（各年度4月1日時点）」

◆ 障害支援区分別支給決定者数（療育手帳所持者）

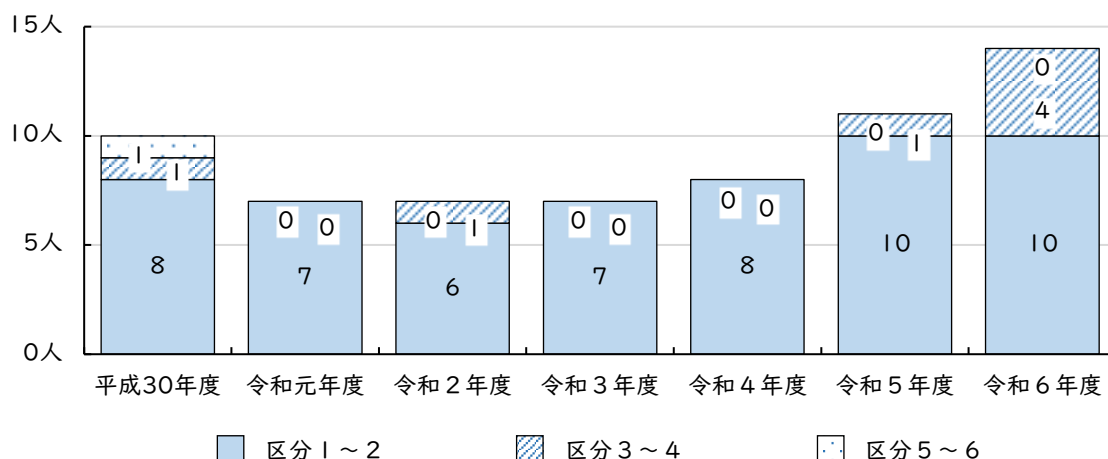
令和6年度（2024年度）の療育手帳所持者の障害支援区分別支給決定者数は、「区分1～2」が14人、「区分3～4」が35人、「区分5～6」が30人となっています。平成30年度（2018年度）以降の推移をみると、障害支援区分の認定を受けている療育手帳所持者は増加傾向にあります。障害支援区分別では、「区分1～2」がほぼ横ばい傾向、「区分3～4」、「区分5～6」が増加傾向にあります。



資料：「障害支援区分の推移（各年度4月1日時点）」

◆ 障害支援区分別支給決定者数（精神障害者保健福祉手帳所持者）

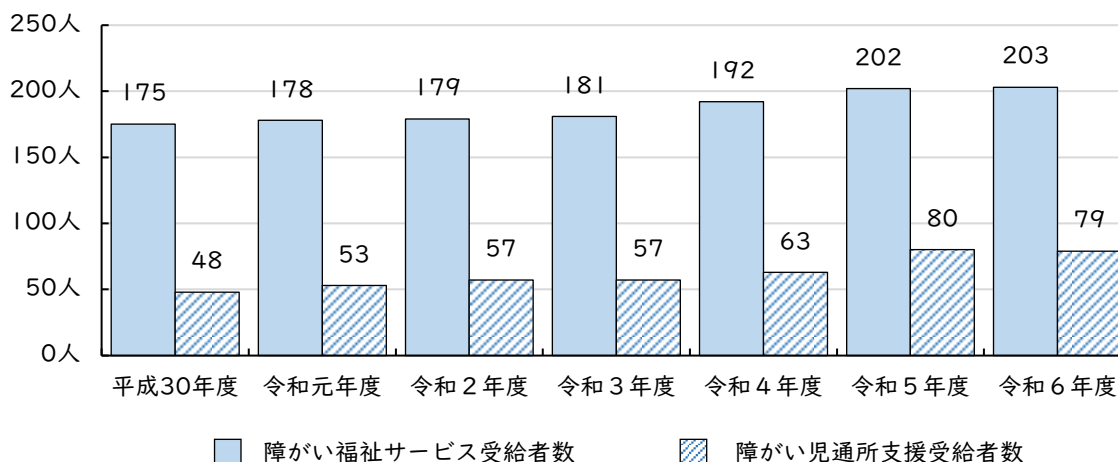
令和6年度（2024年度）の精神障害者保健福祉手帳所持者の障害支援区分別支給決定者数は、「区分1～2」が10人、「区分3～4」が4人となっています。平成30年度（2018年度）以降の推移をみると、障害支援区分の認定を受けている精神障害者保健福祉手帳所持者は令和4年度（2022年度）以降増加傾向にあります。障害支援区分別では、「区分1～2」、「区分3～4」が増加傾向にあります。



資料：「障害支援区分の推移（各年度4月1日時点）」

◆ 障がい福祉サービス受給者数等

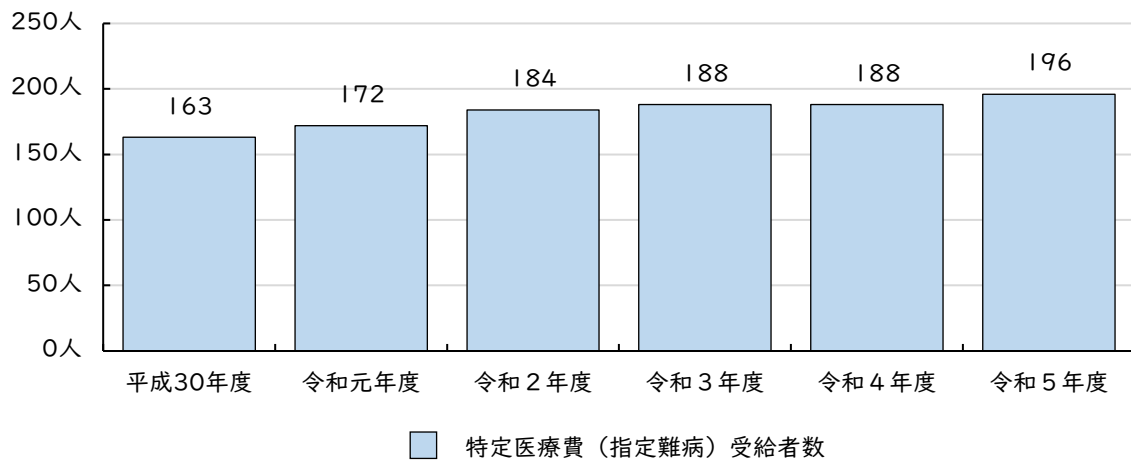
令和6年度（2024年度）の障がい福祉サービス受給者数は203人、障がい児通所支援受給者数は79人となっています。平成30年度（2018年度）以降の推移をみると、障がい福祉サービス受給者数・障がい児通所支援受給者数ともに増加傾向にあります。



資料：「障害福祉サービス等受給者数（各年度4月1日時点）」

◆ 特定医療費（指定難病）受給者数

令和5年度（2023年度）の特定医療費（指定難病）受給者数は、196人となっています。平成30年度（2018年度）以降の推移をみると、特定医療費（指定難病）受給者数は増加傾向にあります。

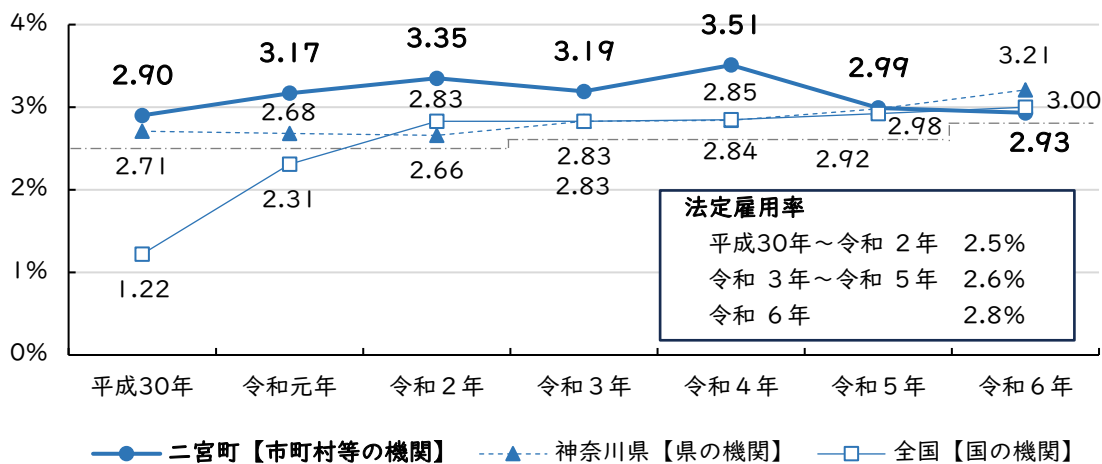


資料：「特定医療（指定難病）受給者証交付人数（各年度3月31日時点）」

(3) 就労・就学について

◆ 職員の障害者雇用率の比較

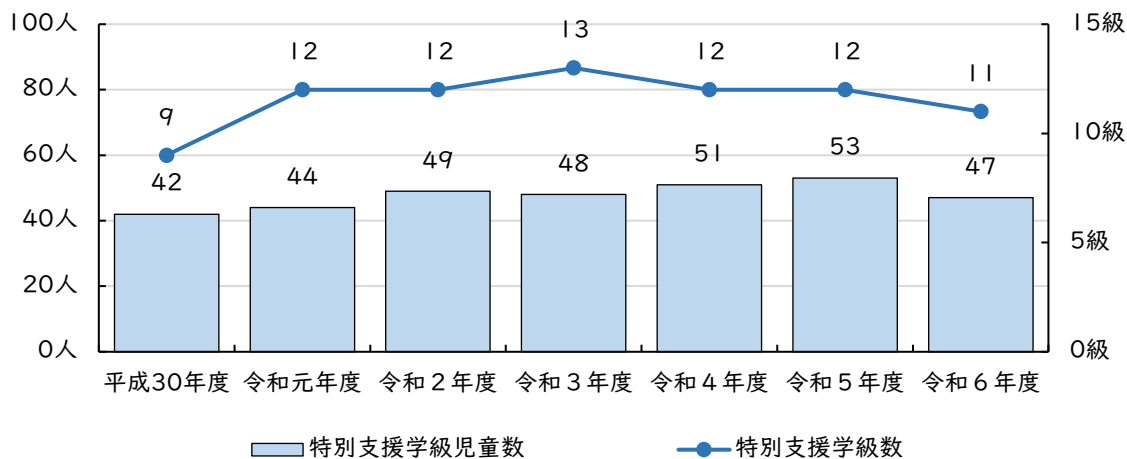
令和6年（2024年）の二宮町の障害者雇用率は2.93%で、神奈川県や全国よりも低水準となっています。平成30年（2018年）以降の推移をみると、二宮町と神奈川県は、年によって増減はあるものの、法定雇用率を毎年達成しています。全国は、平成30年（2018年）、令和元年（2019年）と法定雇用率は達成していませんが、その後改善しています。



資料：「障害者雇用状況（各年6月1日時点）」

◆ 小学校における特別支援学級児童数等

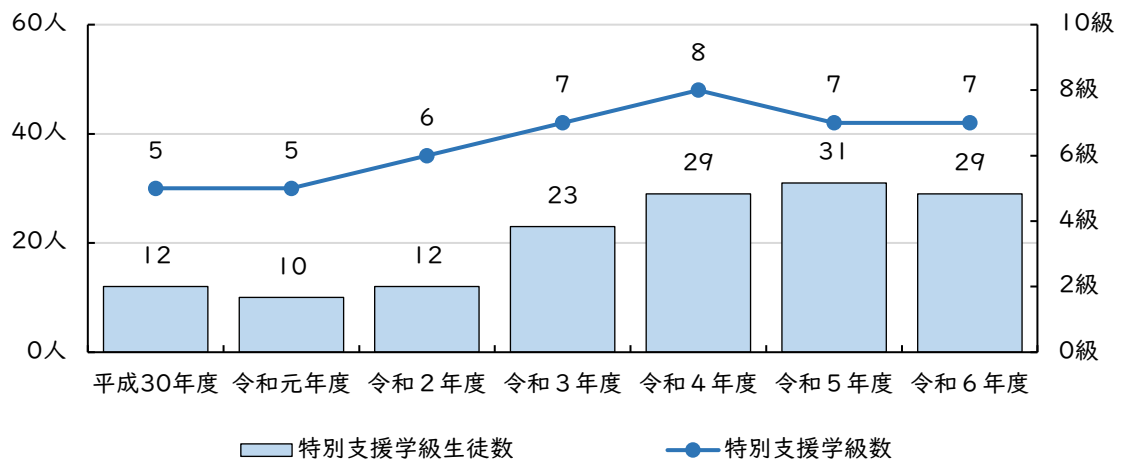
令和6年度（2024年度）の小学校における特別支援学級児童数は47人、特別支援学級数は11級となっています。平成30年度（2018年度）以降の推移をみると、令和4年度（2022年度）までは特別支援学級児童数が増加傾向にあったものの、令和6年度（2024年度）に減少に転じています。特別支援学級数は、児童数の増減に比例する傾向にあり、近年は12級前後で推移しています。



資料：「就学に関する事項（各年度4月1日時点）」

◆ 中学校における特別支援学級生徒数等

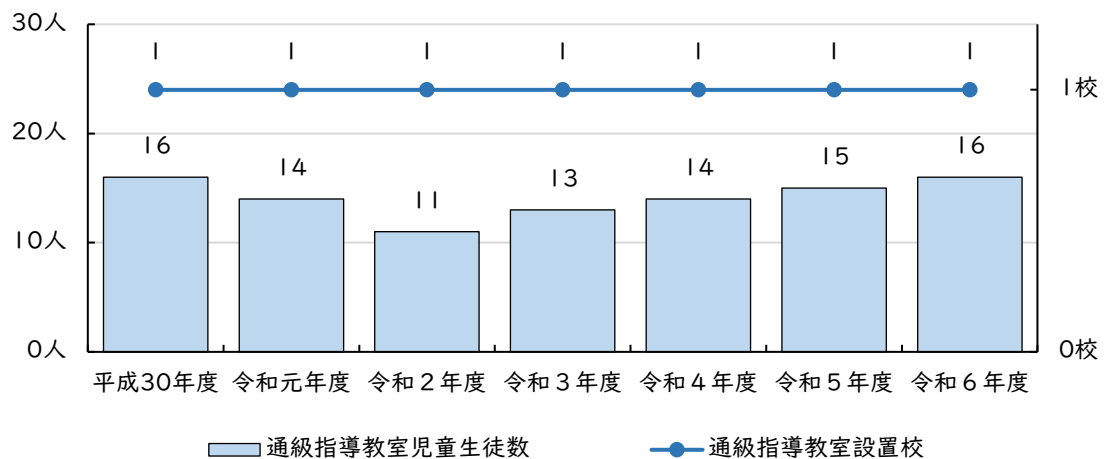
令和6年度（2024年度）の中学校における特別支援学級生徒数は29人、特別支援学級数は7級となっています。平成30年度（2018年度）以降の推移をみると、令和4年度（2022年度）までは特別支援学級生徒数が増加傾向にあったものの、令和6年度（2024年度）には減少に転じています。特別支援学級数は、生徒数の増減に比例する傾向にありましたが、近年は7級前後で推移しています。



資料：「就学に関する事項（各年度4月1日時点）」

◆ 通級指導教室児童生徒数

令和6年度（2024年度）の通級指導教室児童生徒数は16人、通級指導教室設置校は1校となっています。平成30年度（2018年度）以降の推移をみると、通級指導教室児童生徒数は令和2年度（2020年度）まで減少傾向にあったものの、その後増加に転じています。通級指導教室設置校は、1校を維持しています。



資料：「就学に関する事項（各年度4月1日時点）」

2. アンケート調査からみた二宮町のすがた

1 調査の目的

令和6年度（2024年度）に見直しを予定している「二宮町障がい者福祉計画」の基礎資料とするため、障害者手帳所持者を対象に、生活の状況や福祉事業などについての意見を収集するためのアンケート調査を実施しました。

2 調査の方法

対 象 者：二宮町在住で、令和5年（2023年）11月1日時点の障害者手帳所持者 800人
調査方法：郵送配布、郵送回収またはウェブ回答（対象者がいずれかの方法を選んで回答）
調査期間：令和5年（2023年）11月30日～令和5年（2023年）12月28日

3 回収状況

対象者数	回収方法	回収票数	無効票数	有効回収数	有効回収率
800人	郵送回収	368票	1票	367票	
	ウェブ回答	59票	0票	59票	
	合計	427票	1票	426票	53.3%

※無効票は、白票や回答が著しく少ない票のことです。
※郵送回収とウェブ回答の両方で回答されることを避けるため、次の方法を行いました。
・郵送配布の調査票に整理番号（個人は特定しない形）を付与して送付しました。
・この整理番号をウェブ回答時のログインIDとして使用しました。
・郵送回収分の調査票の整理番号とウェブ回答者の整理番号を確認し、重複しないことを確認しました。
（ただし、郵送回収分の調査票に付与した整理番号がはがされて返送された票もあります。）

4 対象者の属性

回答者		調査数	ご本人が回答	ご家族等が代筆	その他	無回答
	身体障害者手帳	269	68.0	21.6	2.2	8.2
	療育手帳	70	20.0	77.1	2.9	-
	精神障害者保健福祉手帳	90	77.8	17.8	-	4.4

対象者の年齢		調査数	0～5歳	6～17歳	18～39歳	40～64歳
	身体障害者手帳	269	-	2.2	3.0	12.3
	療育手帳	70	2.9	32.9	41.4	17.1
	精神障害者保健福祉手帳	90	-	-	27.8	55.6
			65～74歳	75歳以上	無回答	
	身体障害者手帳		20.8	61.7	-	
	療育手帳		5.7	-	-	
	精神障害者保健福祉手帳		8.9	7.8	-	

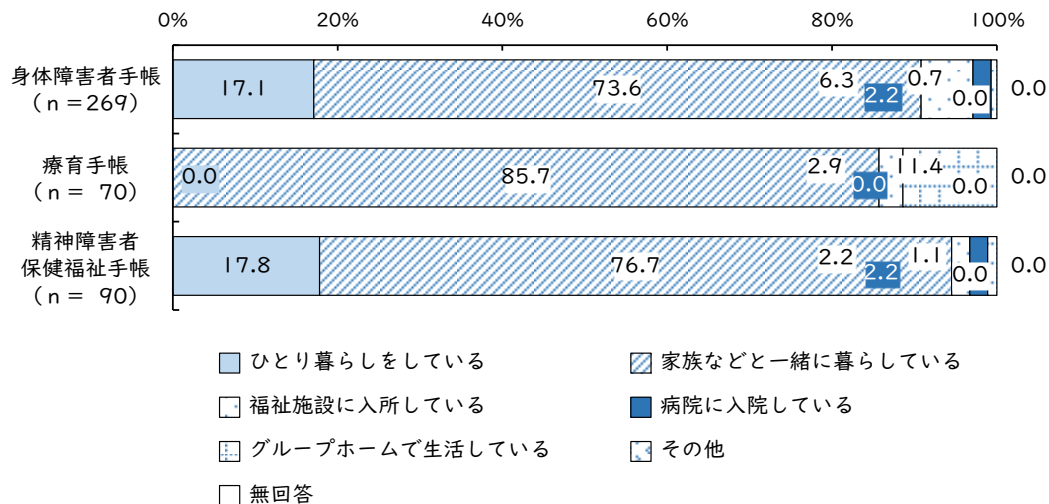
対象者の居住地区		調査数	一色	緑が丘	百合が丘	中里	二宮
	身体障害者手帳	269	6.3	4.5	14.5	9.3	26.8
	療育手帳	70	8.6	4.3	15.7	8.6	30.0
	精神障害者保健福祉手帳	90	-	8.9	10.0	14.4	27.8
			富士見が丘	松根	山西	川匂	無回答
	身体障害者手帳		13.4	3.3	19.0	2.2	0.7
	療育手帳		5.7	4.3	22.9	-	-
	精神障害者保健福祉手帳		18.9	-	16.7	2.2	1.1

※回答者の中に、重複障がい的人也いるため、回収票 < 障害者手帳別の回答者の合計 となっています。

5 町の障がい者福祉における課題

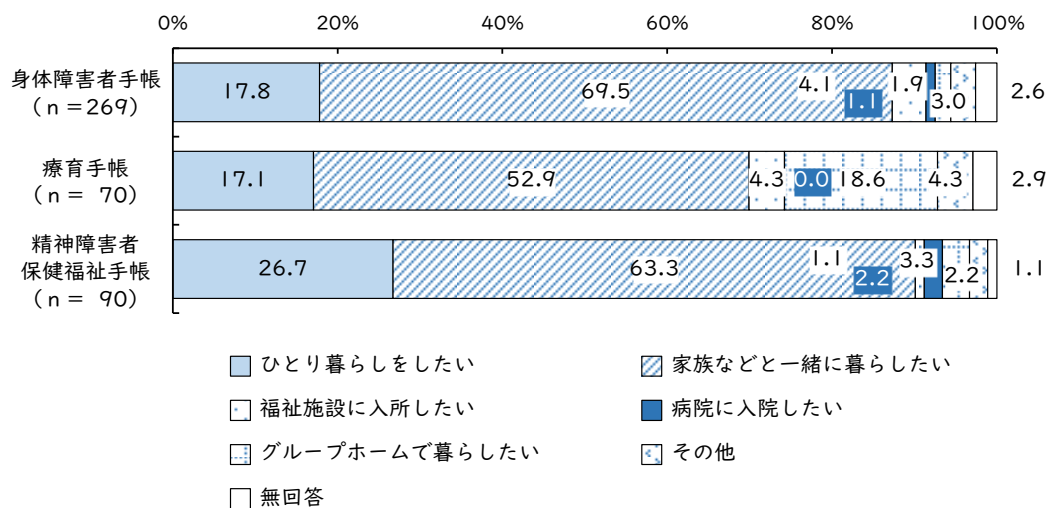
(1) 障害者手帳をお持ちのご本人のことについて

◆ 暮らしている場所



全ての手帳の種類において「家族などと一緒に暮らしている」が7割を超えて最も多く、特に「療育手帳」において8割を超えています。また、その他の手帳と比較して、「療育手帳」においては「ひと暮らしをしている」方はおらず、「グループホームで生活している」が11.4%と多くなっています。

◆ 今後暮らしたい場所

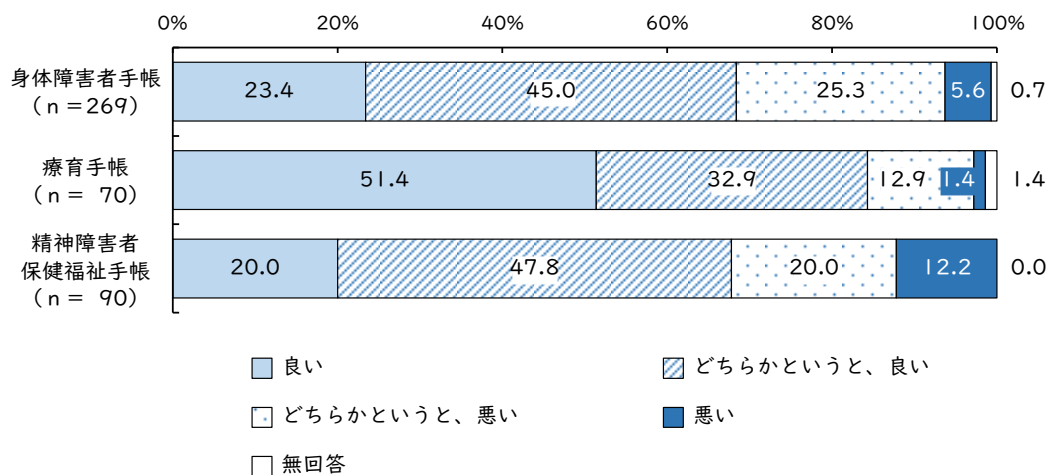


全ての手帳の種類において「家族などと一緒に暮らしたい」が半数を超えて最も多くなっています。また、その他の手帳と比較して、「療育手帳」においては「グループホームで暮らしたい」、「精神障害者保健福祉手帳」においては「ひと暮らしをしたい」が多くなっています。

身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者の大半は、ひと暮らしか家族と同居して自宅で生活しており、今後も同様の生活を希望している方が多くなっています。一方で、療育手帳所持者にはひと暮らしをしている方がおらず、ひと暮らしをすることが難しいことがうかがえます。このような人が同居者や介助者の亡き後も安心して地域で生活していくためには、グループホーム等の施設整備が必要となります。また、手帳の種類を問わずひと暮らしの希望もあることから、緊急時の対応等、自立した生活に係る支援の充実も欠かせません。

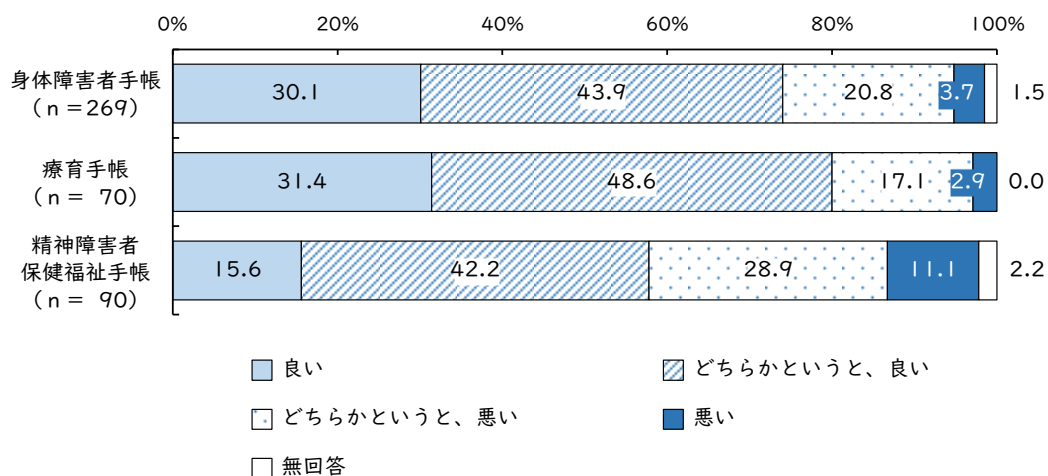
(2) 障がいや心身の状況について

◆ この3か月間の身体的な健康状態



『良い』(良い+どちらかというと、良い)は、《身体障害者手帳》68.4%、《療育手帳》84.3%、《精神障害者保健福祉手帳》67.8%と多くなっています。

◆ この3か月間のこころの健康状態

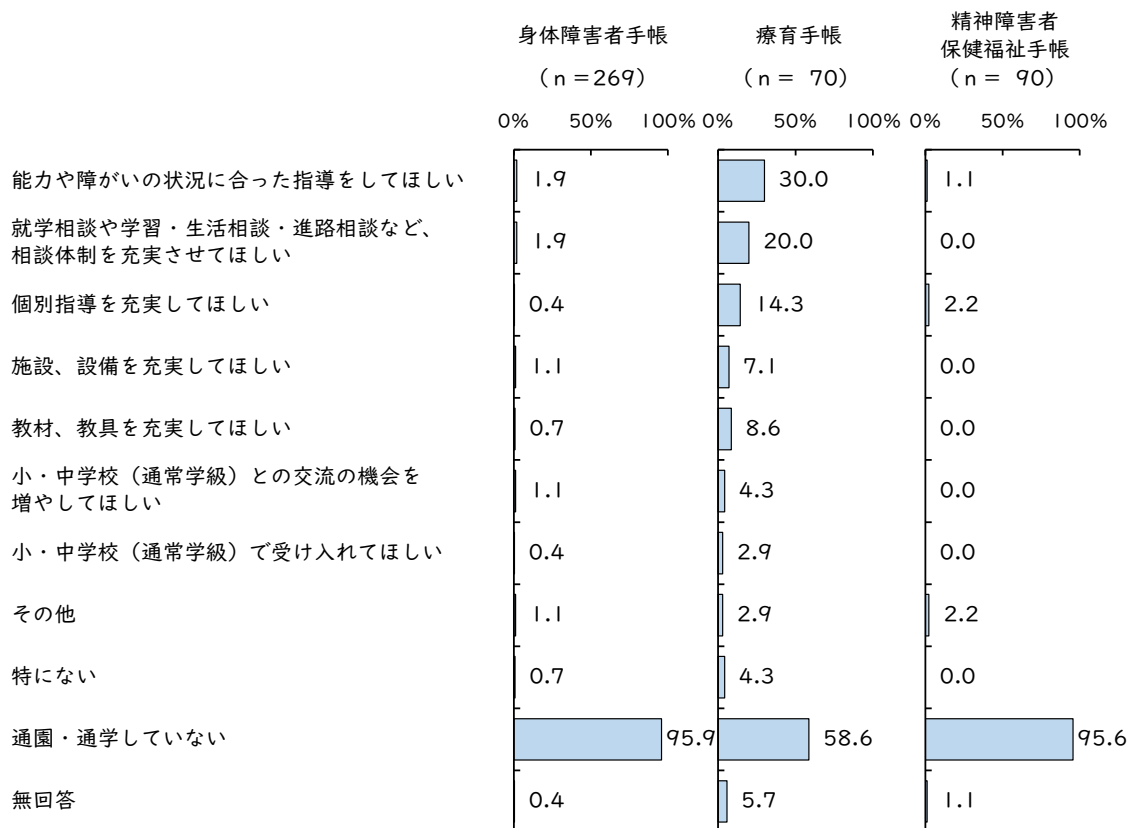


『良い』(良い+どちらかというと、良い)は、《身体障害者手帳》74.0%、《療育手帳》80.0%、《精神障害者保健福祉手帳》57.8%と、《精神障害者保健福祉手帳》において6割を下回って少なくなっています。

身体的な健康状態は全ての手帳の種類において良好と評価している人が6割を超えて多くなっているものの、こころの健康状態は精神障害者保健福祉手帳所持者において良好と評価した人が他の手帳所持者に比べて少なくなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者は、身体的な健康状態・こころの健康状態とも「悪い」が1割を超えており、他の手帳所持者よりも健康状態を不良と評価する傾向があります。これは、精神障がいの特性による影響もあるかと推察されます。手帳の種類を問わず、毎日を安定した健康状態で過ごすことができるよう、医療とのつながりをもつことが大切です。

(3) 就学状況について

◆ 学校教育に望むこと（複数回答可）

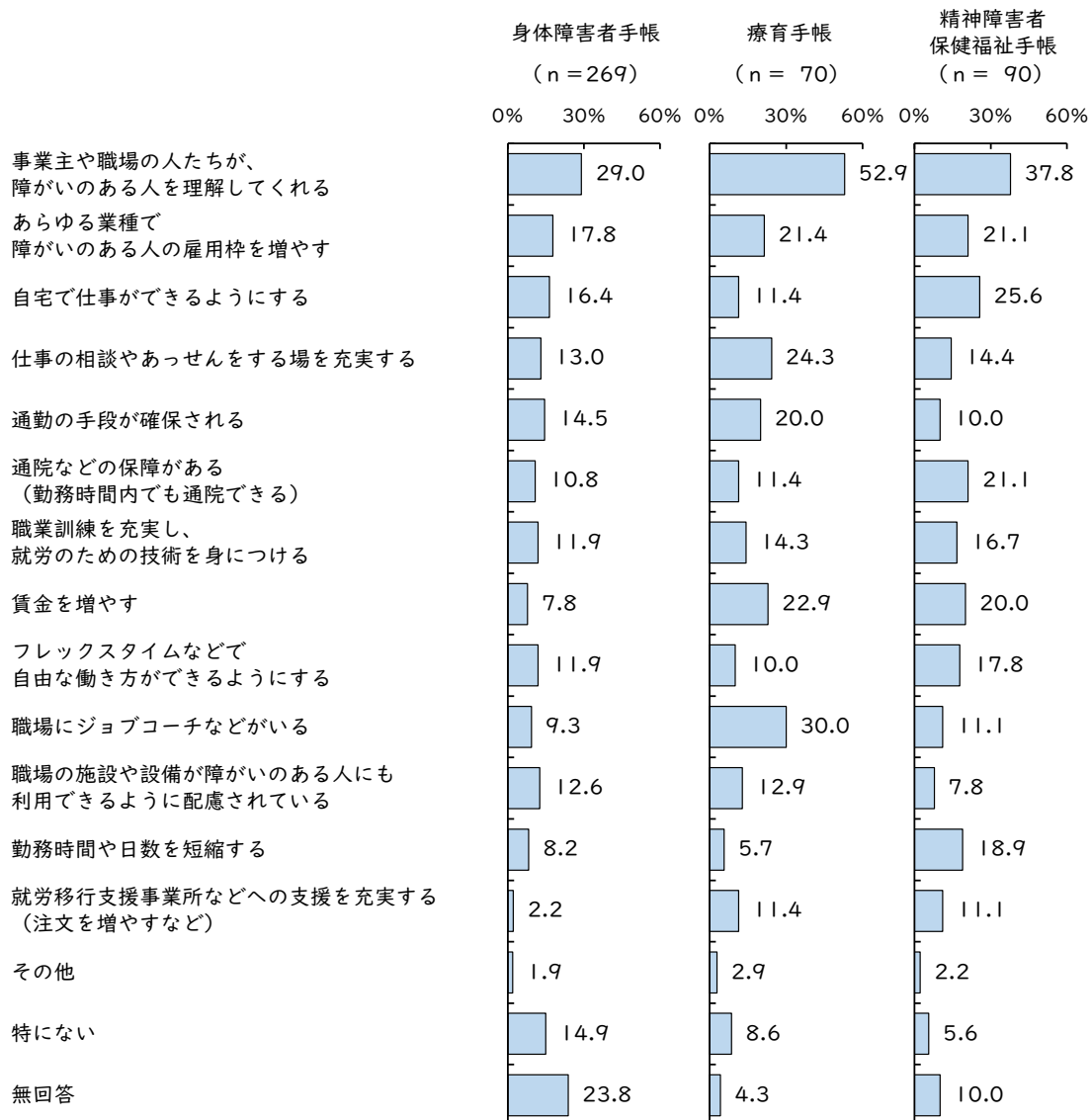


特に意見が多かった《療育手帳》においては「能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい」が3割で多く、「就学相談や学習・生活相談・進路相談など、相談体制を充実させてほしい」、「個別指導を充実してほしい」が続いています。

全体的に通園・通学していない人が多いものの、療育手帳所持者の3人に1人程度は何らかの学校等に通園・通学しています。通園・通学している療育手帳所持者は、「能力や障がいの状況に合った指導」や「相談体制の充実」、「個別指導の充実」を望んでいる人が多く、児童・生徒一人ひとりに応じたフォローを求める傾向がみられます。療育手帳所持者は知的障がいの特性により理解度等に差があることから、理解できない画一的な指導を受けるよりは、一人ひとりに合った指導を受けることを願う気持ちが垣間見えます。また、療育手帳所持者やその家族は、進学や進路等の将来についての不安を抱いていることが多いことから、不安解消につなげるための相談体制の充実も課題の1つです。

(4) 就労状況について

◆ 障がいのある人が働きやすくなるために今後必要だと考える条件や環境整備 (複数回答可：3つまで)

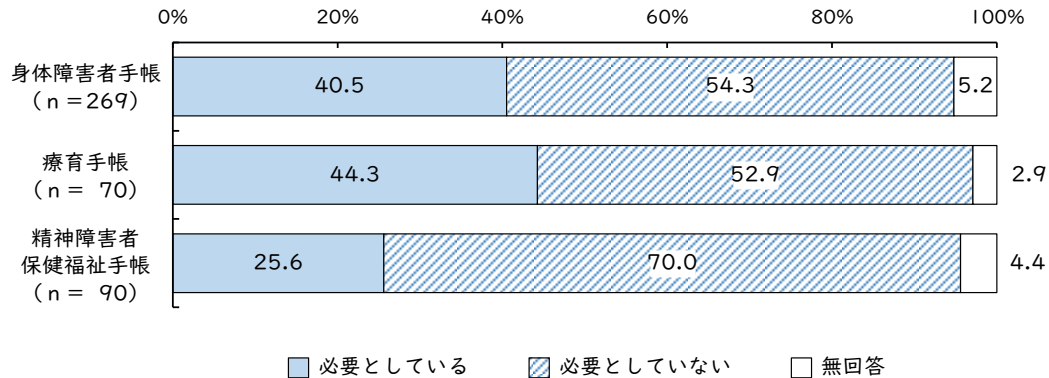


全ての手帳の種類において「事業主や職場の人たちが、障がいのある人を理解してくれる」が2割を超えて最も多く、特に「療育手帳」において半数を超えています。また、その他の手帳と比較して、「身体障害者手帳」においては「賃金を増やす」が7.8%と少なく、「療育手帳」においては「職場にジョブコーチなどがある」が30.0%と多くなっています。

障がいのある人の働きやすさの環境整備として「事業主や職場の人たちが、障がいのある人を理解してくれる」が最も多く、ソフト面に対する要望が多くなっています。また、療育手帳所持者は「相談やあっせん」、「通勤手段」、「ジョブコーチ」といった働くために必要な支援が多く、精神障害者保健福祉手帳所持者は「在宅勤務」、「通院保障」、「時間や日数の短縮」といった勤務場所や勤務時間等の調整が多くなっています。そのため、企業や事業所に対して一人ひとりの障がいの状況に応じた柔軟な対応と理解を求めているかなければなりません。

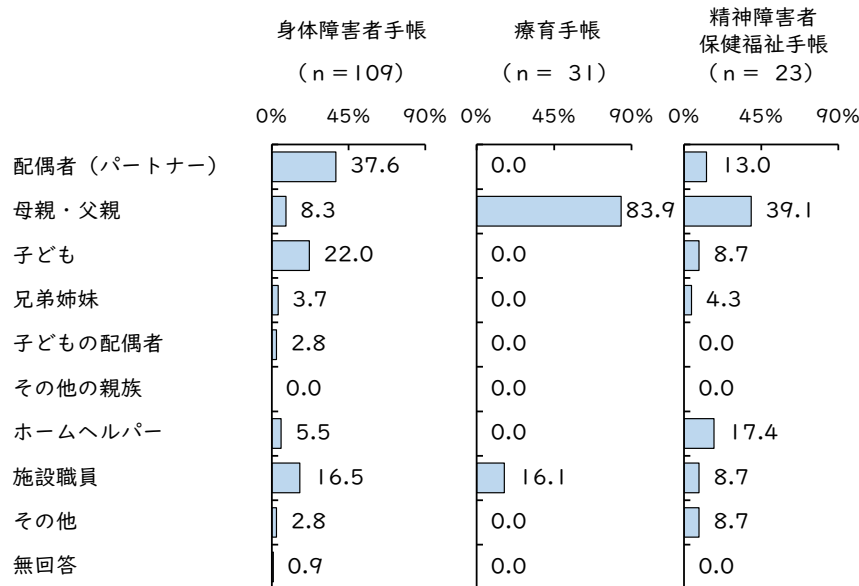
(5) 介助者について

◆ 普段の生活における介助の必要性の有無



全ての手帳の種類において「必要としていない」が半数を超えて多く、特に「精神障害者保健福祉手帳」において7割となっています。

◆ (前問で必要としている)と回答した人のみ) 主に介助してくれる人

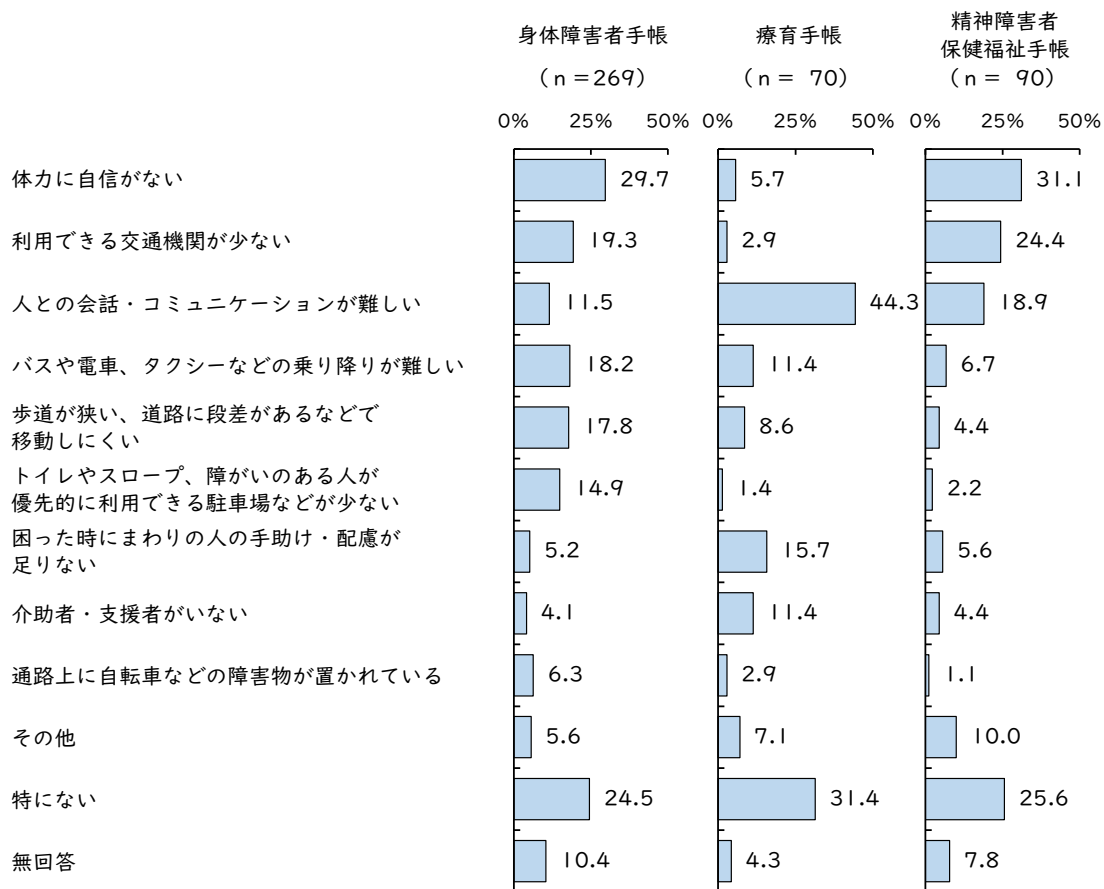


「身体障害者手帳」において「配偶者 (パートナー)」、《療育手帳》・《精神障害者保健福祉手帳》において「母親・父親」が最も多くなっています。また、その他の手帳と比較して、《身体障害者手帳》においては「子ども」、《精神障害者保健福祉手帳》においては「ホームヘルパー」が多くなっています。

身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者の4割程度、精神障害者保健福祉手帳所持者の2割程度が、普段の生活において何らかの介助を必要としています。また、主な介助者は、配偶者や両親、子ども等の家族・親族が、大半を占めています。その中でも、療育手帳所持者における「母親・父親」は8割を超えて突出して多く、将来的な介助者の有無に不安が残ります。さらに、家族・親族以外の「ホームヘルパー」や「施設職員」を主な介助者としている人は、手帳の種類を問わず2割前後となっています。将来を見据えた支援ができるよう、障がい福祉サービスの制度周知について充実させる必要があります。

(6) 外出について

◆ 外出する際に困ること（複数回答可）



《身体障害者手帳》・《精神障害者保健福祉手帳》において「体力に自信がない」、《療育手帳》において「人との会話・コミュニケーションが難しい」が最も多くなっています。また、その他の手帳と比較して、《療育手帳》においては「利用できる交通機関が少ない」が2.9%と少なくなっています。

外出する際に困ることは、手帳の種類によって異なります。身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者において「体力」、療育手帳所持者において「会話・コミュニケーション」が最も多くなっています。身体障害者手帳所持者において「利用できる交通機関」、「交通機関の乗降」、療育手帳所持者において「手助け・配慮」、「交通機関の乗降」、「介助者・支援者」、精神障害者保健福祉手帳所持者においては「利用できる交通機関」、「会話・コミュニケーション」などが多く挙がっており、障がいの特性に応じた内容となっています。このことから、公共交通機関の充実や店舗での柔軟な対応など、多方面から障がいのある人の外出を支援するための取り組みを推進していく必要があると言えます。

(7) 情報・相談などについて

◆ 今後充実してほしい情報（複数回答可：3つまで）

	身体障害者手帳 (n = 269)	療育手帳 (n = 70)	精神障害者保健福祉手帳 (n = 90)
第1位	福祉サービスの具体的内容や 利用方法などに関する情報 50.6%	困った時に相談ができる 機関・場所についての情報 60.0%	困った時に相談ができる 機関・場所についての情報 52.2%
第2位	困った時に相談ができる 機関・場所についての情報 40.5%	福祉サービスの具体的内容や 利用方法などに関する情報 42.9%	福祉サービスの具体的内容や 利用方法などに関する情報 47.8%
第3位	緊急対応についての情報 26.0%	職場の選び方、就職に関する情報 24.3%	社会情勢や福祉制度の変化に 関する情報 35.6%

全ての手帳の種類において「福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」、「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」が上位2項目となっています。

◆ 今後希望する福祉や生活に関する相談体制（複数回答可）

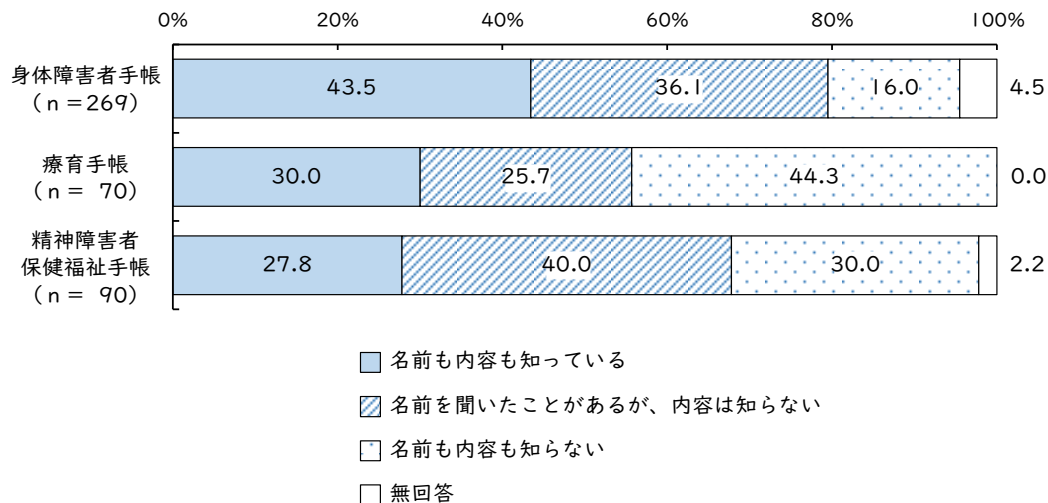
	身体障害者手帳 (n = 269)	療育手帳 (n = 70)	精神障害者保健福祉手帳 (n = 90)
第1位	どんな時にどこに相談したら いいかわかるようにしてほしい 50.2%	どんな時にどこに相談したら いいかわかるようにしてほしい 53.3%	どんな時にどこに相談したら いいかわかるようにしてほしい 53.3%
第2位	相談からサービス利用まで 一貫した支援体制を充実してほしい 31.2%	適切なアドバイスができる 専門的なスタッフにいてほしい 48.6%	情報提供だけでなく、 問題の解決に至るような対応を してほしい 36.7%
第3位	情報提供だけでなく、 問題の解決に至るような対応を してほしい 25.3%	情報提供だけでなく、 問題の解決に至るような対応を してほしい 41.4%	適切なアドバイスができる 専門的なスタッフにいてほしい 住んでいるところの近くで 気軽に相談できる場がほしい 35.6%

全ての手帳の種類において「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が4割を超えて最も多くなっています。また、「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」は、全ての手帳の種類において第2位または第3位となっています。

今後充実してほしい情報として「サービスの具体的内容・利用方法」、「相談できる機関・場所」が多く、全ての手帳の種類において第2位までに入っています。これらの情報を障がいの特性に応じた方法でわかりやすく提供する必要があるとともに、必要な時に利用できるようにパンフレット等を作成して保管してもらう等の工夫が必要です。また、今後希望する福祉や生活に関する相談体制として「内容に応じた相談先の明示」、「問題の解決に向けた取り組み」が全ての手帳の種類において第3位までに入っていることから、相談体制の充実・明確化など、住民目線でわかりやすい体制づくりに努める必要があります。

(8) 権利擁護について

◆ 成年後見制度の認知状況



手帳の種類によって差がみられ、《身体障害者手帳》において「名前も内容も知っている」、《療育手帳》において「名前も内容も知らない」、《精神障害者保健福祉手帳》において「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が最も多くなっています。

◆ 町民が障がいのある人への理解を深めるために必要だと考えること（複数回答可）

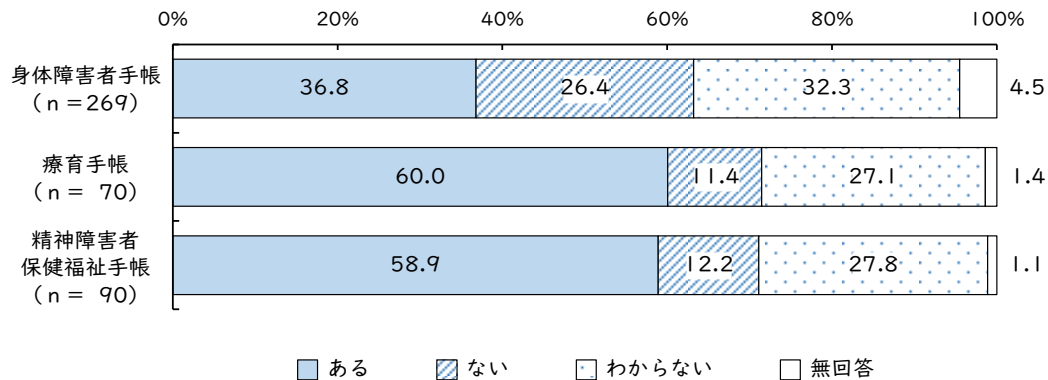
	身体障害者手帳 (n=269)	療育手帳 (n=70)	精神障害者保健福祉手帳 (n=90)
第1位	障がいや障害者問題についての 広報・啓発をもっと行う 36.4%	学校での福祉教育をもっと行う 48.6%	障がいや障害者問題についての 広報・啓発をもっと行う 32.2%
第2位	学校での福祉教育をもっと行う 23.4%	障がいのある人が 積極的に社会に進出する 32.9%	障がいのある人が 積極的に社会に進出する 30.0%
第3位	障がいのある人との町民交流 により理解と参加を進める 障がいのある人への ボランティア活動を進める 20.8%	障がいや障害者問題についての 広報・啓発をもっと行う 25.7%	学校での福祉教育をもっと行う 25.6%

全ての手帳の種類において「障がいや障害者問題についての広報・啓発をもっと行う」、「学校での福祉教育をもっと行う」の2項目が上位3項目に入っています。

成年後見制度の認知状況はやや低く、「名前も内容も知っている」は大体2～4割となっています。また、町民の障がいのある人への理解を深めるために「広報・啓発」、「福祉教育」等が必要だという回答が多いことから、まずは障がいや障がいのある人に関する正しい知識を身に付けるための取り組みを行っていく必要があると言えます。

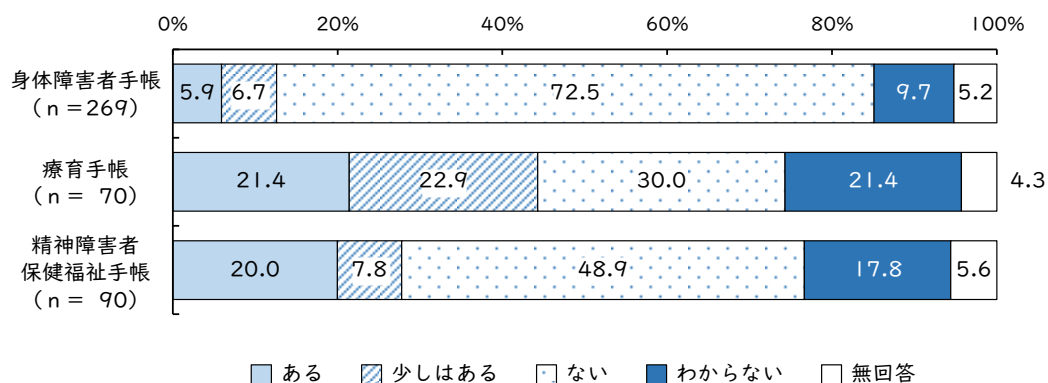
(9) 差別・偏見について

◆ 障がいのある人への差別・偏見の有無



全ての手帳の種類において「ある」が3割を超えて最も多く、特に《療育手帳》・《精神障害者保健福祉手帳》において6割前後となっています。また、その他の手帳と比較して、《身体障害者手帳》においては「ない」、「わからない」が多くなっています。

◆ 障がい者だからという理由で差別されたと感じたことの有無

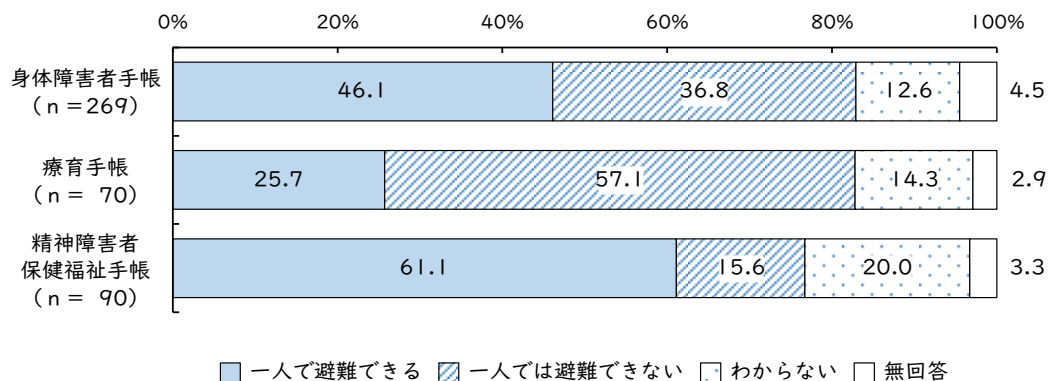


全ての手帳の種類において「ない」が3割を超えて最も多く、特に《身体障害者手帳》において7割を超えています。また、『ある』（ある＋少しはある）は、《身体障害者手帳》12.6%、《療育手帳》44.3%、《精神障害者保健福祉手帳》27.8%と、《療育手帳》において4割を超えています。

障がいのある人への差別・偏見が「ある」と回答した人は、身体障害者手帳所持者において3割以上、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者において6割前後となっています。しかし、障がい者だからという理由で差別されたと感じたことが『ある』（ある＋少しはある）と回答した人は、身体障害者手帳所持者において1割以上、療育手帳所持者において4割以上、精神障害者保健福祉手帳所持者において2割以上と、差別・偏見が「ある」と回答した人より少なくなっています。このことから、対象者が差別されたと感じた経験から差別・偏見が「ある」と回答した人ばかりではなく、伝聞や想像等から差別・偏見が「ある」と回答した人もいと推察できます。また、差別されたと感じたことがなくても差別・偏見が「ある」と回答した人が多数いることは、障がいのある人がもつ障がいのない人の対応について良いイメージをもっていないためと考えられます。このことから、今後差別・偏見をなくすための取り組みを推進していくことが重要となります。

(10) 災害発生時の避難について

◆ 緊急時に一人で避難することができるか



《身体障害者手帳》・《精神障害者保健福祉手帳》において「一人で避難できる」、《療育手帳》において「一人で避難できない」が多くなっています。

◆ 福祉避難所に必要だと思うこと（複数回答可）

	身体障害者手帳 (n = 269)	療育手帳 (n = 70)	精神障害者保健福祉手帳 (n = 90)
第1位	段差の解消など施設を バリアフリーにすること 65.4%	相談窓口や介助スタッフが いること 55.7%	個室の確保や間仕切りの設置などで プライバシーを確保すること 54.4%
第2位	相談窓口や介助スタッフが いること 52.8%	個室の確保や間仕切りの設置などで プライバシーを確保すること 51.4%	段差の解消など施設を バリアフリーにすること 51.1%
第3位	食料の配給などに並ぶことが できない場合の支援があること 51.3%	ほかの避難者の障がい に対する理解を深めること 50.0%	食料の配給などに並ぶことが できない場合の支援があること 51.1%

手帳の種類によって差がみられ、《身体障害者手帳》において「段差の解消など施設をバリアフリーにすること」、《療育手帳》において「相談窓口や介助スタッフがいること」、《精神障害者保健福祉手帳》において「個室の確保や間仕切りの設置などでプライバシーを確保すること」が最も多くなっています。

緊急時に「一人で避難できない」と回答した人は、身体障害者手帳所持者において3割以上、療育手帳所持者において半数以上、精神障害者保健福祉手帳所持者において1割以上と、療育手帳所持者において多くなっています。中には家族等の支援者が常に近くにいる人もいますが、災害はいつ発生するかわからないことから、療育手帳所持者を中心に緊急時にどのように避難を支援するかを日頃から検討し、有事の避難支援体制を構築しておく必要があります。また、障がいのある人が避難することができる福祉避難所に必要だと思うことは手帳の種類によって傾向が異なっていますが、概ね「バリアフリー」、「相談窓口・介助スタッフ」、「配給などに並べない場合の支援」、「プライバシーの確保」、「障がいに対する理解」が多くなっています。有事には冷静な対応が求められますが、いざその時になってみると障がいの有無に関わらず誰もがパニックに陥ってしまうことも十分考えられます。そのため、福祉避難所の充実についても、避難支援体制の構築と同様に、障がいのある人やその家族の声に耳を傾けて着実に改善を重ねていく等、日頃から備えていかなければなりません。

(11) 町の取り組みについて

◆ 今後障がい福祉サービスをより利用しやすくするために希望すること
(複数回答可：3つまで)

	身体障害者手帳 (n=269)	療育手帳 (n=70)	精神障害者保健福祉手帳 (n=90)
第1位	どんなサービスがあるのか、 もっと情報がほしい 51.3%	どんなサービスがあるのか、 もっと情報がほしい 42.9%	どんなサービスがあるのか、 もっと情報がほしい 46.7%
第2位	利用についての申請や手続き方法を わかりやすくしてほしい 28.3%	自分にとって何が必要なサービスか 判断できるような手助けがほしい 35.7%	利用についての申請や手続き方法を わかりやすくしてほしい 38.9%
第3位	障がい特性に応じた方法で 情報を提供してほしい 21.6%	利用についての申請や手続き方法を わかりやすくしてほしい 34.3%	費用負担を軽くしてほしい 35.6%

全ての手帳の種類において「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が4割を超えて最も多くなっています。また、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」は、全ての手帳の種類において第2位または第3位となっています。

◆ 今後二宮町に力を入れてほしいこと (複数回答可：5つまで)

	身体障害者手帳 (n=269)	療育手帳 (n=70)	精神障害者保健福祉手帳 (n=90)
第1位	医療費負担の軽減 30.5%	気軽に相談できる 町役場窓口等の充実 45.7%	所得保障の充実 47.8%
第2位	所得保障の充実 29.0%	障がいのある人の 働く場所の確保 42.9%	障がいのある人の 働く場所の確保 41.1%
第3位	障がいのある人への 理解促進のための啓発 公共交通機関の充実 26.8%	安心して暮らせる 入所施設の整備 31.4%	医療費負担の軽減 37.8%

手帳の種類によって差がみられ、《身体障害者手帳》において「医療費負担の軽減」、《療育手帳》において「気軽に相談できる町役場窓口等の充実」、《精神障害者保健福祉手帳》において「所得保障の充実」が最も多くなっています。また、《身体障害者手帳》・《精神障害者保健福祉手帳》においては医療費負担や所得といった経済的な支援が多くなっています。

今後障がい福祉サービスをより利用しやすくするために「サービスに関する情報」、「明瞭な申請・手続き方法」と回答した人が多く、この2項目は全ての手帳の種類において上位3位までに入っています。このことから、必要な人が必要なサービスを利用することができる環境を整えるための取り組みが求められます。また、今後二宮町に力を入れてほしいこととしては、身体障害者手帳所持者において「医療費負担の軽減」、療育手帳所持者において「相談窓口の充実」、精神障害者保健福祉手帳所持者において「所得保障の充実」が多くなっています。項目は異なるものの、医療費助成、所得保障、就労支援などの経済的な支援を求める声が大きくなっていることから、障がい福祉における各種制度や相談体制を充実させていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障害者基本法では、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりを大切にする社会をつくるために、自立や社会参加の支援等のための施策を推進することを目的にしています。

このような国の基本的な理念を踏まえ、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送り、その人らしく、その個性を活かして地域で活動し、交流できる環境づくりを進める必要があります。

真に豊かな社会を築いていくためには、障がいのある人も地域社会を構成する一人の住民として役割を果たすことのできる社会づくりが大切です。そのため、障がいのあるなしにかかわらず、一人ひとりの人格を尊重し、ともに助け合い、ささえ合いながら“共生社会”の実現を目指します。

これらを踏まえ、本計画の【基本理念】を

『障がいのある人もない人も、誰もがその個性を尊重し、認め合う共生社会の実現』とし、

その基本理念の実現に向け、“安心・安全”、“心豊かで快適”、“自分らしく”のキーワードで集約した3つの【基本目標】を掲げて、様々な施策や取り組みを推進します。

【基本理念】

**障がいのある人もない人も、
誰もがその個性を尊重し、
認め合う共生社会の実現**

2. 基本目標

【基本目標1】 お互いに尊重し合い、安心・安全な暮らしができるまちづくり (啓発／福祉教育・福祉活動／差別解消・虐待防止／防災・防犯／生活環境)

障がいのある人もない人も、ともに社会の一員として地域で生活していくためには、お互いに理解を深め、相互に人格と個性を尊重し合うことが必要です。そのため、様々な媒体等を活用した障がい理解の啓発・広報活動はもとより、子どもの頃から障がいのある人となない人が交流する機会を拡充することで、ノーマライゼーションの考え方や思いやりの気持ちが育つ福祉教育を推進していくとともに、ボランティア活動の育成・支援に努めます。

また、災害等の緊急時に障がいのある人が適切に避難できるよう、自治会や民生委員児童委員等の地域の関係者と協力・連携して、地域における自主防災組織づくりを進めるとともに、公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進を継続し、障がいのある人を含めたすべての地域住民が住みやすいまちづくりを推進します。

【基本目標2】 住み慣れた地域で、心豊かで快適に生活できるまちづくり (保健・医療／生活支援・福祉サービス／相談・情報提供／地域生活移行)

障がいのある人が住み慣れた地域で、安心した生活を継続していくためには、障がいの状態の悪化を防ぎ、持っている能力の維持・向上が図れる保健・医療体制や、在宅での生活を支援するための充実した障がい福祉サービスの提供体制が必要です。そのため、障がいの重症化の軽減、早期発見・治療のための保健・医療サービスの適切な提供を図るとともに、在宅福祉サービスの充実はもちろんのこと、障がいのある人を取りまく医療・保健・教育分野などの多くの関係機関の連携による相談体制や支援体制を充実していきます。

さらに、今後も施設入所者や入院中の人等の地域生活への移行が進められていくことから、生活の拠点となるグループホーム等の居住の場の整備や移行前後の支援の充実に努めます。

【基本目標3】 自分らしく学び、働き、社会に参加できるまちづくり (療育・教育／就労支援／社会参加／スポーツ・文化芸術活動)

障がいの有無にかかわらず、子どもの健やかな成長には適切な療育・保育・教育を受けることが必要不可欠です。そのため、障がいがあっても、子どもとその親が安心できるよう、一人ひとりの特性やニーズに応じた質の高い療育・保育・教育を提供できる体制を整えていきます。

また、障がいのある人が地域での自立生活を営む中で、就労によって経済的に自立することや、スポーツ・文化芸術活動をはじめとする様々な社会活動に参加して、生きがいを見出すことの意義は極めて大きいものです。そのため、障がいのある人が、本人のもてる能力や可能性を最大限に活用して、地域の中でその人らしい社会生活を営むことができるよう、就労支援や社会参加のための環境整備を図っていきます。

3. 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
障がいのある人もない人も、誰もがその個性を尊重し、認め合う共生社会の実現	【基本目標1】 お互いに尊重し合い、 安心・安全な暮らしができるまちづくり	(1)障がいのある人とない人の相互理解の促進
		(2)担い手となる町民による支援活動・協働活動の促進
		(3)差別解消・権利擁護及び虐待防止の推進
		(4)安全・安心の確保
	【基本目標2】 住み慣れた地域で、 心豊かで快適に生活できる まちづくり	(1)保健・医療体制の充実
		(2)障がいのある人の自立した生活を支えるサービスの充実
		(3)相談支援・情報提供体制の充実
		(4)入所者・入院者の地域生活への移行の推進
	【基本目標3】 自分らしく学び、働き、 社会に参加できる まちづくり	(1)療育・保育・教育における支援の充実
		(2)雇用・就労及び経済的自立への支援の充実
		(3)社会参加への支援の充実

主 要 施 策

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| ① 障がいに対する理解を深めるための啓発活動の推進 | ② 障害者週間などを活用した理解の促進 |
| ③ 多くの住民の交流を広げる「ふれあい福祉大会」等の開催 | ④ 福祉教育の推進 |
| ⑤ 民生委員児童委員等による見守り活動 | |

- | | |
|-------------|---------------|
| ① ボランティアの育成 | ② ボランティア活動の支援 |
|-------------|---------------|

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ① 障害者差別解消法に基づく事業の推進 | ② 権利擁護事業、虐待防止対策の推進 |
|---------------------|--------------------|

- | | |
|------------------------------------|---------------------------|
| ① 誰にでも届く気象警報及び災害情報等の徹底 | |
| ② 自主防災組織・自主防災計画における障がいのある人への対応の明確化 | |
| ③ 障がいのある人に対応した防災訓練の実施 | ④ コミュニティバスの運行 |
| ⑤ 交通機関のバリアフリー化の推進 | ⑥ 障がいのある人が楽しめる公園や散策の環境づくり |

- | | |
|------------|------------------|
| ① 健康づくり推進 | ② 特定健康診査・健康診査 |
| ③ 障害者医療費助成 | ④ 障がいのある人の歯科二次診療 |

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ① サービス事業者の確保 | ② サービス事業者の育成と研修 |
| ③ 広域連携事業への参加 | ④ 広域での各種通所施設の確保 |
| ⑤ ショートステイ(日中一時支援)施設の確保 | ⑥ 通所施設への移動手段の確保 |
| ⑦ 在宅重度障害者タクシー利用料助成 | ⑧ 障害者施設通所交通費補助 |
| ⑨ 住宅改良・補装具関連の相談・給付 | ⑩ 障害児者等日常生活用具給付 |
| ⑪ 身体障害者用自動車改造費助成 | ⑫ 手話通訳者の派遣及び設置 |
| ⑬ ガイドヘルパー派遣事業 | ⑭ ケアマネジメント体制の充実 |
| ⑮ 自立生活に関わる助言 | ⑯ 介護者への支援 |
| ⑰ 各種手当の周知 | ⑱ 障がい者手当・助成金のあり方の見直し |

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 総合相談体制の充実 | ② 乳幼児期における相談体制の充実 |
| ③ 学齢期における相談体制の充実 | ④ 多様な形での広報推進事業 |

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ① 広域での入所施設確保 | ② 障がいのある人が快適に住める住居の確保 |
| ③ 重度身体障害者住宅設備改良費助成 | |

- | | |
|------------------|--------------------------|
| ① 乳幼児健診 | ② 育児教室等の充実 |
| ③ 障害児療育施設の確保 | ④ 幼稚園・保育所における障がい児の受入れの推進 |
| ⑤ 幼稚園・保育所巡回相談の実施 | ⑥ 町立学校における教育相談等の充実 |
| ⑦ 町立学校での個々に応じた指導 | ⑧ 夏休み・放課後活動の支援 |
| ⑨ 通学の支援 | ⑩ 特別支援学校に通う子どもの地元での交流の促進 |
| ⑪ 学校施設設備の整備 | ⑫ 学校や地域での子どもと保護者への支援 |

- | | |
|--------------------------------------|---------------|
| ① 障がいのある人を雇用する企業への安全・快適な職場環境づくりの働きかけ | |
| ② 就労後の定着促進 | ③ 社会適応訓練等の促進 |
| ④ 障がい者就業・生活支援センター等との連携 | ⑤ ともしびショップの設置 |
| ⑥ 障害者優先調達推進法の推進 | |

- | | |
|---------------------|----------------|
| ① 障がいのある人のスポーツの推進 | ② 文化活動・生涯学習の促進 |
| ③ ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣 | ④ 通訳人材の育成と確保 |

第4章 施策の展開

【基本目標1】 お互いに尊重し合い、安心・安全な暮らしができるまちづくり
(啓発／福祉教育・福祉活動／差別解消・虐待防止／防災・防犯／生活環境)

(1) 障がいのある人とない人の相互理解の促進

本町が目指す共生社会の実現には、町民全体で障がいについての理解を深め、障がいを身近に感じる事が重要で、障がいのある人と障がいのない人が相互に尊重し合える関係が自然と構築されることが望まれます。誰もが自然に障がい特性に応じた適切な支援を行うことができるためには、障がいに関する知識を習得したり、相手の立場に立って物事を考えたりすることが大切となります。

そのために、様々な媒体による広報はもちろんのこと、学校における福祉教育を通じて、子どもの頃から障がいについての知識を身につけたり、実際に障がいのある人と交流する機会を持ったりしながら、障がいに対する理解を深めていく取り組みを推進していきます。

① 障がいに対する理解を深めるための啓発活動の推進 (福祉保険課)

様々な障がいへの理解と認識を深めるために、二宮町社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体との連携を強化し、広報にのみや、町のホームページやSNSなど多様な媒体で広報・啓発を図ります。【継続】

② 障害者週間などを活用した理解の促進 (福祉保険課)

「障害者週間（12月3日～9日）」などの障がい福祉に関する啓発機会において、障がいのある人たちの社会参加を促進し、障がいに関する理解と認識を深め、ともに生きる地域社会を目指します。【継続】

③ 多くの住民の交流を広げる「ふれあい福祉大会」等の開催 (福祉保険課)

広く福祉と触れ合える機会として、社会福祉協議会主催のふれあい福祉大会等を開催し、障がいのある人もない人も楽しめる交流機会をつくります。

また、広報や地域への働きかけなど、より多くの住民の参加促進を図ります。【継続】

④ 福祉教育の推進 (教育指導課)

福祉体験や当事者からの体験談、パラスポーツの実習など、学齢期から福祉に触れる機会を増やし福祉の心を育むため、福祉教育の充実を図ります。【継続】

⑤ 民生委員児童委員等による見守り活動 (福祉保険課)

民生委員児童委員をはじめとし、地域住民の協力のもと、要支援者や要配慮者に対する見守り活動を行い、支え合う地域づくりに取り組みます。【継続】

(2) 担い手となる町民による支援活動・協働活動の促進

障がいのある人が地域で安定した生活を継続していくためには、周囲の人の手助けが必要となるケースもあります。手助けを必要としている障がいのある人を支援するためには、ボランティアの存在が非常に大きなものとなります。

今後も、社会福祉協議会をはじめ、ボランティア団体、地域住民・組織が町や障がい者団体との連携を強化し、障がいのある人を対象としたボランティア活動の活性化と人材の育成の充実を図り、障がいのある人を支援する活動の充実に取り組みます。

① ボランティアの育成

(福祉保険課)

二宮町社会福祉協議会のボランティアセンターを主軸にして、障がいのある人や高齢者、子育て支援のボランティア育成や情報提供を図ることで、ボランティアのネットワークの拡大を図ります。

【継続】

② ボランティア活動の支援

(福祉保険課 / 地域政策課)

地域福祉を支える住民のボランティア活動は必要不可欠であり、団体の長期的・継続的な活動につなげるために、活動開始の際の支援と団体の自立のための財政的支援を行います。【継続】

(3) 差別解消・権利擁護及び虐待防止の推進

共生社会を実現していくためには、障がいの種別や状態に関わらず、すべての人の権利や尊厳が守られる必要があります。障がいのある人の自己決定が尊重されることはもちろんのこと、自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図ることができることが重要です。

そのため、障害者差別解消法や障害者虐待防止法などを踏まえ、国の方針に沿った具体的な取り組みを行い、地域、学校、社会等あらゆる場において、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重できるよう、障がいを理由とする差別解消・権利擁護及び虐待防止の推進を図ります。

① 障害者差別解消法に基づく事業の推進

(福祉保険課)

障がいを理由に、不当な差別的取り扱いがされないことがないよう、関係各課や関係機関等と連携を図りながら、施策・事業の推進に努めます。

また、改正障害者差別解消法が令和6年(2024年)4月に施行され、民間事業者に対しても合理的配慮が法的義務となったことから、町民のみならず、民間事業者に対しても改正法の周知に努めます。

【継続】

② 権利擁護事業、虐待防止対策の推進

(福祉保険課)

障がいのある人がひとりの人間として尊厳を保持し、地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携して、権利擁護や虐待防止に取り組みます。

また、成年後見制度の周知や利用促進を図ります。【継続】

(4) 安全・安心の確保

障がいのある人が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災対策を充実させることが重要です。特に、近年は地震や豪雨などの自然災害が多く発生していることから、緊急時における柔軟な対応が求められています。障がいのある人の避難や避難所生活は、障がいの特性に応じた多様な支援が必要とされ、その実現のためには避難行動要支援者名簿を活用するとともに、地域住民においても障がいのある人やその特性について理解するなどの協力を働きかけます。

また、障がいのある人が外出の際などに安全に移動できる生活環境の整備も求められており、施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めていく必要があります。

① 誰にでも届く気象警報及び災害情報等の徹底

(防災安全課)

障がいのある人及び家族に対して、町からのメール配信やX（旧 ツイッター）など、障がいの状況に応じた情報伝達手段の確保及び積極的な周知を、引き続き実施していきます。【継続】

② 自主防災組織・自主防災計画における障がいのある人への対応の明確化

(防災安全課)

個人情報に配慮しながら、自主防災組織・自主防災計画における障がいのある人への対策を明確化し、具体的な連絡体制を整備します。

また、自主防災組織としての計画だけでなく、避難行動要支援者ごとの個別避難計画を策定していきます。【拡充】

③ 障がいのある人に対応した防災訓練の実施

(防災安全課)

防災訓練に、障がいのある人への対応を組み込むとともに、避難行動要支援者名簿を基に、地域で生活する障がいのある人やグループホームの利用者も避難訓練に参加できるよう支援します。

【継続】

④ コミュニティバスの運行

(都市整備課)

町内の交通不便地域を循環するコミュニティバスの運行により、障がいのある人の移動を支えるとともに、利用促進を行うことで、多くの人が利用できるよう努めます。【継続】

⑤ 交通機関のバリアフリー化の推進

(都市整備課)

引き続きJR二宮駅及び駅周辺のバリアフリー化の推進及び維持管理を行います。【継続】

⑥ 障がいのある人が楽しめる公園や散策の環境づくり

(都市整備課)

吾妻山公園の一部バリアフリー化など、自然に親しめる環境の整備及び維持管理を行います。【継続】

【基本目標2】 住み慣れた地域で、心豊かで快適に生活できるまちづくり (保健・医療／生活支援・福祉サービス／相談・情報提供／地域生活移行)

(1) 保健・医療体制の充実

障がいのある人が地域で安心した生活を継続するためには、障がいの状態の悪化を防ぎ、持っている能力の維持・向上が図れる保健・医療体制の充実が必要です。障がいには、生まれた時に発見されるものもあれば、成長してから発見されるもの、また、疾病や事故等の後遺症として残るものもあり、障がいが発見されるタイミングは様々ですが、いずれの場合も障がいやその原因となり得る疾病をできるだけ早い段階で見つけ、適切な治療等につなげることが重要とされています。

そのために、障がいの重症化の軽減、早期発見・治療のための保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

① 健康づくり推進

(子育て・健康課)

生活習慣の改善のために自主的な取り組みができるよう、未病センターを拠点に、地域に根ざした健康づくりに取り組みます。

保健師や管理栄養士、歯科衛生士の専門職の指導による生活習慣や食生活を見直す教室及び健康相談を開催します。

また、他機関と連携を図りながら身近な健康教育の場を増やし、住民の健康に対する意識がさらに高まるよう工夫しながら参加促進を図ります。【継続】

② 特定健康診査・健康診査

(子育て・健康課)

特定健康診査は40～74歳、健康診査は75歳以上を対象に実施し、受診率の向上に努め、疾病の早期発見を図ります。【継続】

③ 障害者医療費助成

(福祉保険課)

障がいのある人が安心して医療を受けられるよう、医療費の助成等を行います。【継続】

④ 障がいのある人の歯科二次診療

(福祉保険課)

障がいのある人の歯科診療に対応している二次医療センターとして、1市2町合同の取り組みである「障がい者歯科診療所」があります。町として、引き続き運営補助を行うとともに、周知啓発を行います。【継続】

(2) 障がいのある人の自立した生活を支えるサービスの充実

障がいのある人が障がいの程度や状態に関わらず、住み慣れた地域でその人らしく暮らしていくためには、地域生活を支える質の高い障がい福祉サービスを提供できる体制を整えておく必要があります。障害者総合支援法及び児童福祉法では、障がいのある人の選択の幅を広げるため、多様なサービスを提供する事業者等が参入することが期待されており、単にサービス供給量が増えるだけではなく、質の高いサービスが利用者のニーズに応じて組み合わせて提供されることが重要です。

そのため、一人ひとりのニーズに応じた障がい福祉サービスが提供できるよう、障がい福祉サービスの充実や人員確保に向けて取り組みます。

① サービス事業者の確保

(福祉保険課)

在宅サービスに係る供給量が充足するよう、関係機関と連携して民間事業者や人材の確保に努めます。【継続】

② サービス事業者の育成と研修

(福祉保険課)

障がい者サービスの更なる質の向上を図るため、県が主催する研修会や講座等を案内し、積極的な参加を働きかけます。

また、二宮町・大磯町自立支援協議会にて両町に所在する事業所の顔の見える関係づくりを構築しつつ、研修会等を開催し資質の向上に努めます。【継続】

③ 広域連携事業への参加

(福祉保険課)

湘南西部障害保健福祉圏域において、引き続き周辺地域と連携を図り、障がい福祉サービスの地域格差の解消に努めます。【継続】

④ 広域での各種通所施設の確保

(福祉保険課)

障がいの状況に応じて適切な選択ができるよう、広域での連携を図り、様々な通所施設の確保に努めます。

また、本町の利用者のニーズに対応できるよう、引き続き事業所の町内への誘致に努めます。【継続】

⑤ ショートステイ（日中一時支援）施設の確保

（福祉保険課）

障がいのある人と家族の安心を支え、家族の負担を軽減するショートステイ機能（日中一時）については、障がい児や重度障がい者に対応できる施設を、障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業として湘南西部圏域3市3町で確保しており、引き続き、周辺自治体との連携を強化していきます。【継続】

⑥ 通所施設への移動手段の確保

（福祉保険課）

障がいのある人及び家族の移動、送迎の負担を軽減するため、タクシー利用助成券の交付や移動支援事業を活用した公共交通機関のトライアル利用など、柔軟な対応を図ります。

また、自力通所困難者には、送迎付きの施設へのつなぎなど、きめ細かな支援を実施します。【継続】

⑦ 在宅重度障害者タクシー利用料助成

（福祉保険課）

在宅障がい者を対象にタクシー利用助成券を支給し、社会参加を促します。

また、利用者のニーズを的確に把握し、より有効活用される支給方法等を検討します。【継続】

⑧ 障害者施設通所交通費補助

（福祉保険課）

障害者総合支援法に規定する通所施設に通所する方に交通費の助成を行います。【継続】

⑨ 住宅改良・補装具関連の相談・給付

（福祉保険課）

関係機関等と連携を図りながら、障害者総合支援法に基づき、一人ひとりの障がいの状況にあわせた住宅改良・補装具関連の相談、給付を行います。【継続】

⑩ 障害児者等日常生活用具給付

（福祉保険課）

障害者総合支援法に基づき、在宅重度障がい者及び難病患者の日常生活を利便性向上と介護者の負担の軽減を図るために、障がいの状況に応じた日常生活用具の給付を行います。【継続】

⑪ 身体障害者用自動車改造費助成

（福祉保険課）

身体障がい者の社会参加を促進するため、自動車の改造費用の一部を助成します。【継続】

⑫ 手話通訳者の派遣及び設置

(福祉保険課)

手話通訳者を派遣し、聴覚障がいのある人の社会参加を支えます。

また、手話通訳者を配置し、様々な相談に対応するとともに、今後一層の充実を図ります。【継続】

⑬ ガイドヘルパー派遣事業

(福祉保険課)

ガイドヘルパーを派遣し、視覚障がいのある人の社会参加を支えます。また、支援のなり手となるガイドヘルパーの養成について研修会の周知や受講料の補助について継続します。【継続】

⑭ ケアマネジメント体制の充実

(福祉保険課)

委託相談支援事業所やサービス等利用計画作成事業所と連携し、一人ひとりの障がいの状況やライフステージに沿ったケアマネジメント体制の整備を図ります。【継続】

⑮ 自立生活に関わる助言

(福祉保険課)

将来に向けた自立生活の可能性を広げていくため、民間事業者との連携により、専門的な助言、支援を継続して行います。【継続】

⑯ 介護者への支援

(高齢介護課)

これまで進めてきた「家族介護教室」等を継続的に開催し、介護者のリフレッシュを図り、健康管理を支援します。【継続】

⑰ 各種手当の周知

(福祉保険課 / 子育て・健康課)

国の手当である特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当について、周知及び案内を継続的に行います。【継続】

⑱ 障がい者手当・助成金のあり方の見直し

(福祉保険課)

社会経済状況の変化を考慮しながら、町独自の障がい者手当等のあり方を検討します。【継続】

(3) 相談支援・情報提供体制の充実

障がいのある人が地域で安心して自立した生活をしていくためには、ライフステージに応じて身近な場所で、日々の生活の中で抱えている課題にきめ細かく対応し、適切に公的サービスや専門機関などに結び付けていく相談体制が整っていることが必要です。

また、障がいのある人に関する様々な施策の情報を適切に提供できるよう、障がい特性に配慮した情報提供や窓口対応における相談者に合わせたコミュニケーション方法の充実に取り組めます。

① 総合相談体制の充実

(福祉保険課)

障がい福祉に関する相談をはじめ、8050 問題やひきこもり等、障がい福祉の分野を超えた相談にも対応するため、関係各課の連携に加え、基幹相談支援事業所と連携し、専門的な立場からの相談を行っています。【継続】

② 乳幼児期における相談体制の充実

(子育て・健康課)

子育てサロンやこども家庭センター（保健センター）での子どもの発達に関する相談について、増加しているニーズに対応するため、更なる充実を図ります。

また、「二宮町こども計画」との連携を図りながら、身近な地域で総合的かつ専門的な相談支援ができる体制づくりを構築していきます。【継続】

③ 学齢期における相談体制の充実

(教育指導課)

子どもや保護者の抱えている悩みを、関係機関と連携を図りながら、教職員、スクールカウンセラー等が受けとめ、支援します。【継続】

④ 多様な形での広報推進事業

(福祉保険課)

声の広報や点字・拡大文字など、障がいに応じた情報アクセシビリティを推進します。【継続】

(4) 入所者・入院者の地域生活への移行の推進

自立支援の一環として、地域での自立した生活が可能だと判断される施設入所者・入院者を対象に、地域生活への移行が進められています。障がいのある人の高齢化や重度化、核家族化が進む中、親亡き後も安心・安全に生活していくには、障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができる環境の整備が必要です。

そのため、地域生活を希望する障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、生活の場の確保に向けた支援のほか、必要な障がい福祉サービスが十分に提供される体制の整備などに取り組みます。

① 広域での入所施設確保

(福祉保険課)

周辺自治体のみならず、委託相談支援事業所をはじめ各事業所とも連携を図りながら、対象者の障がい特性に応じた入所施設やグループホーム等、一人ひとりの障がいの状況に対応できるよう施設の確保に努めます。【継続】

② 障がいのある人が快適に住める住居の確保

(福祉保険課)

住み慣れた地域の中で生活できるよう、グループホーム等の快適な住居の確保に努めます。

また、グループホームの設置にあたっては、費用の一部を助成するとともに、グループホームの運営については、県と連携し適切な運営が行われるよう実態の把握に努めます。【継続】

③ 重度身体障害者住宅設備改良費助成

(福祉保険課)

自宅での生活が快適なものとなるよう、風呂、トイレ等の住宅設備の改良費用の一部を助成します。【継続】

【基本目標3】 自分らしく学び、働き、社会に参加できるまちづくり (療育・教育／就労支援／社会参加／スポーツ・文化芸術活動)

(1) 療育・保育・教育における支援の充実

障がいの有無に関わらず、地域において子どもたちがのびのびと成長するためには、それぞれの個性を尊重した環境づくりを行うことが大切であり、また、障がいや発達に遅れがある子どもに対しては特性を踏まえた療育が必要となります。可能な限り早い段階から継続的な支援を開始できるように、障がいの早期発見・早期療育が求められています。近年の障がいの重複化や多様化の状況も踏まえながら、障がいの種類や程度に応じて、乳幼児期から一貫した教育や療育を行うとともに、障がいのある子どもやその保護者に対する相談支援ができる体制が整備・維持できるように取り組みます。

① 乳幼児健診

(子育て・健康課)

子どもの成長や発達、育児状況を把握し、きめ細やかな子育て支援につながるよう、未受診者を生じさせない体制を維持し、乳幼児健診の受診率の更なる向上を目指します。【継続】

② 育児教室等の充実

(子育て・健康課)

発達に心配があり、発達支援が必要な子どもに対し、親子支援教室、発達支援教室を中心に支援を行うことで、早期療育体制の充実を図ります。【継続】

③ 障害児療育施設の確保

(福祉保険課)

早期療育体制の充実を図り、障がい児とその家庭を支えます。ニーズが増加している町内への療育施設の誘致を継続検討するとともに、既存の施設通所の調整を図ります。【継続】

④ 幼稚園・保育所における障がい児の受入れの推進

(子育て・健康課)

障がい児保育は、障がい児にとって集団生活や生活習慣などの面で大きな効果が期待されることから、幼稚園・保育所などでの受入れを推進します。

また、医療的ケアを必要とする児童が入園した場合には、対応できるよう医療的ケア看護職員の確保に努めます。【継続】

⑤ 幼稚園・保育所巡回相談の実施

(子育て・健康課)

臨床心理士等による専門的な相談支援を行い、各施設に出向き、直接子どもたちの様子をみることで、施設の職員や保護者に対して支援を行います。【継続】

⑥ 町立学校における教育相談等の充実

(教育指導課)

支援を必要とする児童及び保護者にきめ細かく支援するために、児童生徒指導担当、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談支援の充実を図り、教育、福祉、医療等との関係機関の連携に努めます。【新規】

⑦ 町立学校での個々に応じた指導

(教育指導課)

就学前相談等を通じて、子ども一人ひとりに応じた指導について保護者とともに検討します。学校においては、支援教育補助員を配置し、個々の教育的ニーズに応じた支援の実施に努めます。

また、医療的ケアを必要とする児童・生徒が入学した場合には、医療的ケア看護職員の確保に努めます。【継続】

⑧ 夏休み・放課後活動の支援

(福祉保険課)

「放課後等デイサービス」における余暇支援活動に、引き続き取り組みます。【継続】

⑨ 通学の支援

(福祉保険課)

子どもや保護者の負担を軽減するため、特別支援学校との連携により、バスによる通学を継続します。【継続】

⑩ 特別支援学校に通う子どもの地元での交流の促進

(福祉保険課)

「放課後等デイサービス」にて個々の特性に適した支援を実施しつつ、その中で他校との交流を図っていきます。【継続】

⑪ 学校施設設備の整備

(教育総務課)

子どもたちの状況に応じた施設設備の整備に努めます。【継続】

⑫ 学校や地域での子どもと保護者への支援

(福祉保険課)

地域の民生委員児童委員、保健師等の関係機関と学校の連携を強化し、個々の悩みや問題を早期発見、早期対応を図る支援体制の充実を図ります。【継続】

(2) 雇用・就労及び経済的自立への支援の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を営む上で、収入を得る・働くということは、社会の一員としての自覚をもつことにもつながることから、きわめて重要なものとなります。障がいのある人が充実感を得ながら就労をするためには、障がいの状態に合わせ、就労形態や就労条件など、安心して就労できる環境の整備が必要です。障がいの特性に応じた職業能力の向上や就労対策を行うとともに、県やハローワーク等と連携して就労の場の確保に向けた支援体制の充実を図ります。

① 障がいのある人を雇用する企業への安全・快適な職場環境づくりの働きかけ (福祉保険課)

県や関係機関と連携し、インターンシップ制度等の資料配布や配架、専門職からの説明の機会を設けるなど、一般企業に対して積極的な障がい者雇用を呼びかけるとともに、障がいのある人の特性等に対する理解促進、職場のバリアフリー化、健康管理への配慮等を働きかけます。【継続】

② 就労後の定着促進 (福祉保険課)

一般企業で就労している障がいのある人に相談や助言を行い、定着を図ります。
また、障がい福祉サービスにおける就労定着支援の積極的な活用に努めます。【継続】

③ 社会適応訓練等の促進 (福祉保険課)

就労支援事業所と連携を図りながら、多様な就労の選択肢を確保していきます。【継続】

④ 障がい者就業・生活支援センター等との連携 (福祉保険課)

障がい者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を強化し、就労機会の拡充に努めます。【継続】

⑤ ともしびショップの設置 (福祉保険課)

二宮町社会福祉協議会の運営するともしびショップにおいて、身近な地域の中で社会参加を支援します。【継続】

⑥ 障害者優先調達推進法の推進 (福祉保険課)

障がいのある人の経済面での自立を進めるため、物品調達方針に基づき、町は障害者就労施設等の提供する物品やサービスの優先購入（調達）を推進します。【継続】

(3) 社会参加への支援の充実

障がいのある人が社会参加を通じて多くの経験をすることは、本人がその時間を楽しんだり、体験したことへの興味・関心を高めるだけでなく、地域や社会における障がいの理解促進にもつながります。また、社会参加は生活範囲が狭くなりがちな障がいのある人が新しいことにチャレンジするきっかけとなったり、普段交流のない人と交流する機会となることから、障がいのある人が障がいのない人と同じように社会の一員として多くの人とともに生きていることを実感することにもつながります。

そのため、町や県が主催するあらゆる活動において障がいがあっても参加できることを広く周知するとともに、参加する際に必要な支援を行う人材の育成・確保に努めます。

① 障がいのある人のスポーツの推進

(福祉保険課 / 生涯学習課)

県スポーツ大会やボッチャなどのパラスポーツへの参加を推進します。

また、町体育施設等においても障がいに配慮した取り組みを行いつつ、積極的に参加できるよう施設の利用料の減免を行います。【継続】

② 文化活動・生涯学習の促進

(福祉保険課 / 生涯学習課)

障がいのある方の文化活動、生涯学習活動、趣味のサークル活動等の振興を図ります。【継続】

③ ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣

(福祉保険課)

必要に応じて、公的団体が主催する文化活動や県スポーツ大会などにガイドヘルパーや手話通訳者の派遣等を行います。【継続】

④ 通訳人材の育成と確保

(福祉保険課)

各種講習会を定期的を開催することで、手話通訳、要約筆記、録音、点字等に対応した人材の育成、確保に努めます。【継続】

第5章 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画

本章は、障害者総合支援法第88条に基づく「第7期二宮町障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条に基づく「第3期障がい児福祉計画」（計画期間：令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度））に相当するものです。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本方針により3年を1期として作成することとされています。本町では平成18年度（2006年度）に第1期二宮町障がい福祉計画（平成18年度（2006年度）～平成20年度（2008年度））を策定し、以降3年毎に計画を策定し障がい福祉施策を推進してきました。

また、障がい児福祉計画は、障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を図るという観点から、児童福祉法の改正により、平成30年度（2018年度）から障がい福祉計画と一体的に策定することとなりました。

なお、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、二宮町・大磯町自立支援協議会に報告し、点検・評価を受けます。

1. 計画策定の視点

国の示す障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき、二宮町障がい福祉計画の策定にあたっては、以下の3点を基本的な視点とします。

- ・障がい者等の自己決定と自己選択の尊重
- ・障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
- ・その人らしい地域生活の充実（地域共生社会・社会参加・障がい児の発達支援等）

2. 令和8年度（2026年度）の数値目標

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

<目標設定の考え方>

国の基本指針では、「令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数の6％以上が地域移行することを基本」とし、合わせて「令和8年度（2026年度）末の施設入所者数を令和5年度（2023年度）末時点の施設入所者数から5％以上削減することを基本」としています。また、施設入所者の地域移行に向けた支援については、本人の意思が確認されていることが重要であり、適切に意思決定支援を行うことが重要とされています。

本町においては、地域生活への移行を希望される施設入所者は少なく、重度の障がい者に対応できるグループホームが限られている現状ではありますが、国の基本指針が満たせるよう下記の通り地域生活への移行に取り組んでいきます。

項 目	数 値
(A) 令和4年度末の入所者数	31人
(B) 【目標値】(A)のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する者の目標数（目標：6％以上）	3人
(C) 新たな入所者数	1人
(D) 令和8年度末入所者数 (A) - (B) + (C)	29人
(E) 【目標値】入所者削減見込 (A) - (D)（目標：5％以上）	2人

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場

<目標設定の考え方>

国の基本指針は以下の通り。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組み、精神障がい者の地域移行や定着を可能とするため、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設定し、開催回数、参加人数等について目標を設定する。

本町においては、関係各課との連携を強化し、加えて平塚保健福祉事務所等の協力のもと、年に1回以上を目標に協議の場を設けます。また、構成人数や協議課題は「精神障害者の地域支援」を前提とし、その課題に即した関係者にて構成するものとします。

(3) 地域生活支援の充実

<目標設定の考え方>

国の基本指針は以下の通り。

障害者の地域移行及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度（2026年度）末までに各市町村において地域生活支援拠点を整備するとともに、機能充実のためコーディネーターを配置するなど効果的な支援体制を構築し、年1回以上協議検討することを基本とし、強度行動障害を有するものに関し、各市町村または圏域において支援体制の整備を行うことを基本とする。

本町においては、地域生活支援拠点等における各種機能（相談／緊急時の受入れ・対応／体験の機会・場／専門的人材の確保・養成／地域の体制づくり）について、既存の事業所等を活用した面的な整備を行い、年1回以上協議・検討を行います。また、機能充実のためのコーディネーターにおいては、委託相談支援事業所や特定相談支援専門員をもって配置とし相談支援の充実に加え、強度行動障害を含む様々なケースにつき支援を検討し、各相談員の相談技術の向上に向けた事例検討等を行います。

(4) 福祉施設からの一般就労への移行等

<目標設定の考え方>

国の基本指針は以下の通り。

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度（2026年度）中に一般就労に移行するものの目標値を設定する。当該目標の設定に当たっては、令和3年度（2021年度）の一般就労への移行実績の1.28倍以上を基本とし、各事業における目標値を設定する。具体的には就労移行支援事業については1.31倍以上、就労継続支援A型については1.29倍以上、就労継続支援B型については1.28倍以上を基本とする。

本町においては、第6期計画では、一般就労に移行する福祉施設利用者数の目標を令和5年度（2023年度）段階で8人と設定していました。第6期計画期間の実績をみると、令和3年度（2021年度）1人、令和4年度（2022年度）1人、令和5年度（2023年度）4人（見込）と推移しています。

本計画では、これまでの本町の実績を踏まえた上で、令和8年度（2026年度）において福祉施設を退所し一般就労に移行する人について下記の通り設定いたしますが、令和3年度（2021年度）の実績は新型コロナウイルスの影響により実績数が極端に少ないことに加え、近年就労支援事業所が充実してきていることから、目標値を前回同様の8人と設定します。

項 目（就労移行支援・就労継続支援）	数 値
(A) 令和3年度の一般就労移行者数（実績）	1人
(B) 令和8年度の一般就労移行者数（Aの1.28倍以上）	8人
(C) (B)のうち、就労移行支援にかかるもの （令和3年度実績1人の1.31倍以上）	6人
(D) (B)のうち、就労継続支援A型にかかるもの （令和3年度実績0人の1.29倍以上）	1人
(E) (B)のうち、就労継続支援B型にかかるもの （令和3年度実績0人の1.28倍以上）	1人

(5) 相談支援体制の充実・強化等及び障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

<目標設定の考え方>

国の基本指針は以下の通り。

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度(2026年度)末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び連携の役割を担う基幹相談支援センターを設置すること。また、その機能の実効性を高めるため、地域の相談支援事業の人材育成や連携強化のため、事例検討等を実施することを基本とする。

本町においては、委託している基幹相談支援センターを通じて総合的・専門的な相談支援に取り組んでいます。また、自立支援協議会(年間7回開催/本会・部会含む)を通じた「顔の見える関係づくり」を構築することで、各事業所の連携を強化しつつ、テーマに基づく部会を設置し関連する事業所が参加・協議することで、地域の支援力向上につなげていきます。

**(6) 障がい児支援の提供体制の整備等
(児童発達支援センター・保育所等訪問支援・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保)**

<目標設定の考え方>

国の基本指針は以下の通り。

令和8年度(2026年度)末までに、中核的な役割を果たす児童発達支援センターを各市町村または圏域に1か所以上設置し、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。また、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度(2026年度)末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを1か所以上確保することを基本とする。

本町においては、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の利用について、相談支援事業を通じて近隣市町に所在する事業所の利用支援を行っています。当制度を必要とする方から相談が入った場合は、適切な事業所等へのつながりができるよう対応いたします。

重症心身障がい児が利用する事業所数は以下の通りとします。

項 目	数 値
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1 か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス	1 か所

(7) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

<目標設定の考え方>

国の基本指針は以下の通り。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度（2026年度）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための医療的ケア児等コーディネーターを配置し、協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

本町においては、神奈川県湘南西部障害保健福祉圏域相談ネットワーク形成等事業の医療的ケアを必要とする方の支援ネットワークを活用し、各市町及び相談支援事業所の連携強化を図り、社会資源の利用促進に向けた協議検討を行います。

また、基幹型相談支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置し、相談対応に加え各関係機関を交えた協議等を行っていきます。

(8) 発達障がい者等に対する支援体制

<目標設定の考え方>

国の基本指針は以下の通り。

発達障がいの早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング^{※1}やペアレントプログラム^{※2}等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要である。

本町においては、母子保健主管課にて実施する母子支援教室での家族等への支援を継続しつつ、子育てに悩みを抱えるご家族等を支える支援体制について、専門的な知識や技術をもつ神奈川県障害者発達支援センターと連携し対応していきます。

※1 ペアレントトレーニング… 育児に不安のある保護者や養育者などが効果的に子育てできるよう、子供の行動の理解を学ぶことで、楽しく子育てできることを目的としたプログラムです。問題行動の減少を目的としたペアレントトレーニングの基礎的な位置づけになります。

※2 ペアレントプログラム… 保護者や養育者を対象に、行動理論の技法の学習、ロールプレイ、ホームワークなどのプログラムを通して、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、児童の発達の促進や行動課題の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。

3. 障がい福祉サービス等の見込量

サービスの見込量については、現在の利用状況、施設入所者及び入院中の精神障がい者等の地域生活への移行の可能性、今後の障がい者の動向等を踏まえて、数値を設定したものです。今後の見込量に沿った支援が実現できるよう、関係機関及び事業者との連携、新規事業者の開拓に努めてまいります。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護(新)

居宅介護とは、障がい者等の居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、家事並びに生活等に関する相談助言、その他の生活全般にわたる援助を供与することをいいます。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

※令和3～5年度の計画数値は訪問系サービス全体の数値

	実 績		計 画	
	時 間	人 数	時 間	人 数
3年度	103	8	140	14
4年度	98	9	150	15
5年度	101	9	160	16

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	時 間	人 数
6年度	108	9
7年度	120	10
8年度	132	11

② 重度訪問介護(新)

重度訪問介護とは、重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する障がい者について、居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護、家事等、生活全般にわたる相談援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいいます。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

※令和3～5年度の計画数値は訪問系サービス全体の数値

	実 績		計 画	
	時 間	人 数	時 間	人 数
3年度	0	0	140	14
4年度	726	1	150	15
5年度	726	1	160	16

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	時 間	人 数
6年度	744	1
7年度	744	1
8年度	744	1

③ 同行援護(新)

同行援護とは、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報の提供や外出する際の必要な援助を行います。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

※令和3～5年度の計画数値は訪問系サービス全体の数値

	実 績		計 画	
	時 間	人 数	時 間	人 数
3年度	51	7	140	14
4年度	38	6	150	15
5年度	40	6	160	16

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	時 間	人 数
6年度	42	6
7年度	42	6
8年度	49	7

④ 行動援護(新)

行動援護とは、知的障がいまたは、精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を有する人について、その人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他のその人が行動する際に必要な援助を供与することをいいます。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

※令和3～5年度の計画数値は訪問系サービス全体の数値

	実 績		計 画	
	時 間	人 数	時 間	人 数
3年度	0	0	140	14
4年度	0	0	150	15
5年度	0	0	160	16

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	時 間	人 数
6年度	0	0
7年度	0	0
8年度	0	0

⑤ 重度障害者等包括支援(新)

重度障害者等包括支援とは、常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しく支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人、並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供することをいいます。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

※令和3～5年度の計画数値は訪問系サービス全体の数値

	実 績		計 画	
	時 間	人 数	時 間	人 数
3年度	0	0	140	14
4年度	0	0	150	15
5年度	0	0	160	16

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	時 間	人 数
6年度	0	0
7年度	0	0
8年度	0	0

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

生活介護とは、常時介護を要する障がい者について、主として昼間に、障がい者支援施設などの施設において行われる入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な便宜の供与をいいます。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

	実 績		計 画	
	時 間	人 数	時 間	人 数
3年度	1,293	63	1,220	61
4年度	1,320	64	1,240	62
5年度	1,298	66	1,260	63

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	時 間	人 数
6年度	1,386	66
7年度	1,407	67
8年度	1,428	68

② 自立訓練(機能訓練)

自立訓練(機能訓練)とは、身体障がいのある方または難病を患っている方などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うことをいいます。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

	実 績		計 画	
	日 数	人 数	日 数	人 数
3年度	0	0	9	1
4年度	0	0	9	1
5年度	0	0	9	1

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	日 数	人 数
6年度	9	1
7年度	9	1
8年度	9	1

③ 自立訓練(生活訓練)

自立訓練(生活訓練)とは、知的障がい者または精神障がい者について、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい者支援施設、サービス事業所などにおいて、生活能力の向上のために一定期間にわたり行われる入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の便宜の供与をいいます。

【第6期実績】各年度3月分の実績(令和5年度は見込) (左記のうち精神障がい者の人数)(新)

	実 績		計 画	
	日 数	人 数	日 数	人 数
3年度	34	2	23	1
4年度	21	1	23	1
5年度	14	1	23	1

実 績		計 画	
日 数	人 数	日 数	人 数
14	1	—	—
21	1	—	—
14	1	—	—

【見 込 量】各年度3月分の見込量 (左記のうち精神障がい者の人数)(新)

	見込量	
	日 数	人 数
3年度	21	1
4年度	21	1
5年度	21	1

見込量	
日 数	人 数
21	1
21	1
21	1

④ 就労選択支援(令和6年度より創設)(新)

就労選択支援とは、障がい者本人が一般就労や就労系サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況にあった選択をするために必要な支援や相談等を供与します。

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	日 数	人 数
6年度	231	11
7年度	252	12
8年度	252	12

⑤ 就労移行支援

就労移行支援とは、就労を希望する障がい者について、一定期間にわたり、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通じて行われる就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の便宜の供与をいいます。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

	実 績		計 画	
	日 数	人 数	日 数	人 数
3年度	124	6	160	10
4年度	187	9	176	11
5年度	225	11	176	11

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	日 数	人 数
6年度	231	11
7年度	252	12
8年度	252	12

⑥ 就労継続支援A型

就労継続支援（A型）とは、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障がい者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜の供与をいいます。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

	実 績		計 画	
	日 数	人 数	日 数	人 数
3年度	121	7	140	7
4年度	132	6	160	8
5年度	149	6	180	9

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	日 数	人 数
6年度	168	8
7年度	189	9
8年度	210	10

⑦ 就労継続支援B型

就労継続支援（B型）とは、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障がい者に対して行う就労の機会の提供、その他の就労に必要な訓練等の便宜の供与をいいます。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

	実 績		計 画	
	日 数	人 数	日 数	人 数
3年度	1,171	71	960	60
4年度	1,170	72	976	61
5年度	1,132	73	992	62

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	日 数	人 数
6年度	1,168	73
7年度	1,184	74
8年度	1,200	75

⑧ 就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障がい者が増加している中で、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

	実 績	計 画
	人 数	人 数
3年度	5	4
4年度	3	5
5年度	3	6

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	人 数
6年度	5
7年度	6
8年度	7

⑨ 療養介護

療養介護とは、医療を要する障がい者であって常時介護を要する人について、主として昼間に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいいます。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

	実 績	計 画
	人 数	人 数
3年度	6	6
4年度	6	6
5年度	6	6

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	人 数
6年度	8
7年度	8
8年度	8

⑩ 短期入所

短期入所とは、居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設などの施設への短期間の入所を必要とする障がい者等について、これらの施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護等の便宜を供与することをいいます。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

	実 績		計 画	
	日 数	人 数	日 数	人 数
3年度	34	5	51	8
4年度	109	13	51	7
5年度	89	11	51	7

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	日 数	人 数
6年度	96	12
7年度	104	13
8年度	112	14

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助

共同生活援助とは、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うことをいいます。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

全体	実績	計画	(全体のうち精神障がい者の人数)		(全体のうち重度障がい者の人数) (新)	
	人数	人数	実績	計画	実績	計画
	人数	人数	人数	人数	人数	人数
3年度	28	27	7	6	0	-
4年度	33	29	9	7	0	-
5年度	35	30	12	7	0	-

【見込量】各年度3月分の見込量（左記のうち精神障がい者の人数）(新)

全体	人数	(全体のうち精神障がい者の人数)	(全体のうち重度障がい者の人数) (新)
	人数	人数	人数
6年度	39	15	1
7年度	41	16	1
8年度	43	17	1

※重度障がい者とは、強度行動障がい・高次脳機能障がい・医療的ケアを必要とするもの

② 施設入所支援

施設入所支援とは、その施設に入所する障がい者について、主として夜間に行う入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を供与することをいいます。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）（内訳：新）

	実績	計画	実績内訳		
	人数	人数	(地域移行者／年間)	(退所者／年間)	(新たな入所者／年間)
2年度	32	-	-	-	-
3年度	31	32	1	1	1
4年度	31	32	1	0	1
5年度	32	31	0	0	1

【見込量】各年度3月分の見込量

	人数
6年度	31
7年度	30
8年度	29

③ 自立生活援助

知的障がい者や精神障がい者について、障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する場合、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補うものです。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

（左記のうち精神障がい者の人数）

	実 績	計 画	実 績	計 画
	人 数	人 数	人 数	人 数
3年度	0	1	0	0
4年度	0	1	0	0
5年度	0	1	0	0

【見 込 量】各年度3月分の見込量（左記のうち精神障がい者の人数）（新）

（左記のうち精神障がい者の人数）

	人 数	人 数
6年度	1	0
7年度	1	0
8年度	1	0

（4）指定相談支援

① 計画相談支援（サービス利用計画の作成等）

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

	実 績	計 画
	人 数	人 数
3年度	172	166
4年度	178	169
5年度	180	170

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	人 数
6年度	181
7年度	184
8年度	185

② 地域移行支援

地域移行支援は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対して、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

（左記のうち精神障がい者の人数）

	実 績	計 画		実 績	計 画
	人 数	人 数		人 数	人 数
3年度	0	1		0	1
4年度	0	1		0	1
5年度	1	1		1	1

【見 込 量】各年度3月分の見込量（左記のうち精神障がい者の人数）（新）

	人 数		人 数
6年度	1		1
7年度	1		1
8年度	1		1

③ 地域定着支援

地域定着支援は、入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居からひとり暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

（左記のうち精神障がい者の人数）

	実 績	計 画		実 績	計 画
	人 数	人 数		人 数	人 数
3年度	0	1		0	1
4年度	0	1		0	1
5年度	0	1		0	1

【見 込 量】各年度3月分の見込量（左記のうち精神障がい者の人数）（新）

	人 数		人 数
6年度	1		1
7年度	1		1
8年度	1		1

(5) 障がい児支援

児童福祉法に定める各支援について、取り組みを進めます。「二宮町子ども・子育て支援事業計画」と適宜連携を図りながら、充実を図ります。

① 児童発達支援

未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導等を行うものです。

【第2期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

	実 績		計 画	
	日 数	人 数	日 数	人 数
3年度	271	31	176	22
4年度	256	32	184	23
5年度	273	35	192	24

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	日 数	人 数
6年度	288	36
7年度	296	37
8年度	304	38

② 医療型児童発達支援

未就学の肢体不自由児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。

【第2期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

	実 績		計 画	
	日 数	人 数	日 数	人 数
3年度	0	0	2	1
4年度	0	0	2	1
5年度	0	0	2	1

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	日 数	人 数
6年度	2	1
7年度	2	1
8年度	2	1

③ 放課後等デイサービス

就学中の障がい児の放課後等に、生活能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。

【第2期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

	実 績		計 画	
	日 数	人 数	日 数	人 数
3年度	362	37	340	34
4年度	432	44	350	35
5年度	415	45	360	36

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	日 数	人 数
6年度	450	45
7年度	460	46
8年度	470	47

④ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うものです。

【第2期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

	実 績		計 画	
	日 数	人 数	日 数	人 数
3年度	0	0	1	1
4年度	2	2	1	1
5年度	3	3	1	1

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	日 数	人 数
6年度	4	4
7年度	5	5
8年度	6	6

⑤ 障がい児相談支援

障がい児通所支援の利用計画の作成等を行います。

【第2期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

	実 績	計 画
	人 数	人 数
3年度	70	65
4年度	79	67
5年度	85	69

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	人 数
6年度	87
7年度	89
8年度	91

⑥ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう居宅を訪問し支援を行います。

【第2期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

	実 績	計 画
	人 数	人 数
3年度	0	1
4年度	0	1
5年度	0	1

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	人 数
6年度	1
7年度	1
8年度	1

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療技術の進歩を背景に、医療的ケアを必要とする児童は増加傾向にあります。医療的ケアを必要とする児童が、地域で安心して生活ができるよう、各関係機関の支援を総合的に調整し支援を行います。

【第2期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

	実 績	計 画
	人 数	人 数
3年度	0	1
4年度	0	1
5年度	1	1

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	人 数
6年度	1
7年度	1
8年度	1

(6) 地域生活支援事業

① 日常生活用具給付等事業

日常生活を便利あるいは容易にするための6つの種別の機器の支給を行います。

a. 介護・訓練支援用具 各年度年間数値（令和5年度は見込）

第6期実績(件)						第7期見込量(件)		
3年度		4年度		5年度				
実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	6年度	7年度	8年度
2	1	3	1	6	1	4	4	4

b. 自立生活支援用具 各年度年間数値（令和5年度は見込）

第6期実績(件)						第7期見込量(件)		
3年度		4年度		5年度				
実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	6年度	7年度	8年度
1	1	1	1	3	1	2	2	2

c. 在宅療養等支援用具 各年度年間数値（令和5年度は見込）

第6期実績(件)						第7期見込量(件)		
3年度		4年度		5年度				
実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	6年度	7年度	8年度
6	2	8	2	1	2	5	5	5

d. 情報・意思疎通支援用具 各年度年間数値（令和5年度は見込）

第6期実績(件)						第7期見込量(件)		
3年度		4年度		5年度				
実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	6年度	7年度	8年度
3	7	5	7	2	7	4	4	4

e. 排泄管理支援用具 各年度年間数値（令和5年度は見込）

第6期実績(件)						第7期見込量(件)		
3年度		4年度		5年度				
実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	6年度	7年度	8年度
111	117	101	119	101	121	105	107	109

f. 居宅生活動作補助用具 各年度年間数値（令和5年度は見込）

第6期実績(件)						第7期見込量(件)		
3年度		4年度		5年度				
実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	6年度	7年度	8年度
－	－	－	－	0	0	1	1	1

※居宅生活動作補助用具については令和5年度より実施

② 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい児・者の社会参加のための外出の支援を行います。支援の形態としては、個別支援型での実施とします。障がい種別・程度に関わらず必要時に利用できるよう事業者との連携・新規事業者の開拓を行い利便向上に努めます。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

	実 績		計 画	
	時 間	人 数	時 間	人 数
3年度	121	9	171	19
4年度	34	5	171	19
5年度	57	7	171	19

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	見込量	
	時 間	人 数
6年度	121	9
7年度	121	9
8年度	121	9

③ 地域活動支援センター

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい者に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進その他の便宜を供与するものです。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

	実 績	計 画
	人 数	人 数
3年度	5	7
4年度	3	6
5年度	6	6

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	人 数
6年度	5
7年度	5
8年度	5

④ 日中一時支援事業

冠婚葬祭等で介護する者がいない場合や日常的に介護をしている家族の休息等を図るため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい児・者に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行います。障がい種別・程度に関わらず必要時に利用できるよう事業者との連携・新規事業者の開拓を行い利便向上に努めます。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

	実 績	計 画
	人 数	人 数
3年度	2	12
4年度	2	13
5年度	3	13

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	人 数
6年度	3
7年度	4
8年度	4

⑤ 入浴サービス

重度障がい児等で入浴が困難な者に対して、福祉の増進と家族の負担軽減を図るため、定期的に入浴に必要な設備を提供し在宅生活の支援を行います。必要時に利用できるよう事業者との連携を図ります。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

	実 績	計 画
	人 数	人 数
3年度	2	2
4年度	3	2
5年度	3	2

【見 込 量】各年度3月分の見込量

	人 数
6年度	3
7年度	3
8年度	3

⑥ 相談支援事業

町内に住所を有する障がい者（児）に対し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するため、二宮町の基幹相談支援センターとして3障がいに対応した総合相談のほか、必要な情報提供や各種機関の紹介、福祉サービスの利用援助等を総合的に行うことにより、地域における生活を支援し自立と社会参加の促進を図ります。

【第6期実績】各年度3月分の実績（令和5年度は見込）

	実績(箇所数)			計画(箇所数)		
	相談支援事業	基幹相談 支援センター	基幹相談 支援センター 機能強化型	相談支援事業	基幹相談 支援センター	基幹相談 支援センター 機能強化型
3年度	1	1	1	1	1	1
4年度	1	1	1	1	1	1
5年度	1	1	1	1	1	1

【見込量】各年度3月分の見込量

	箇所数		
	相談支援事業	基幹相談 支援センター	基幹相談 支援センター 機能強化型
6年度	1	1	1
7年度	1	1	1
8年度	1	1	1

⑦ 成年後見制度利用支援事業

知的障がい・精神障がい等により、日常生活における判断能力が不十分となり自身で適切な判断ができず、周囲に支援してもらえる家族等がない場合、成年後見人等の申立費用、報酬費の一部助成を行います。

【第6期実績】各年度年間の実績（令和5年度は見込）

	年間実績	年間計画
	申立件数	申立件数
3年度	0	1
4年度	0	1
5年度	0	1

【見込量】各年度年間の見込量

	申立件数
6年度	1
7年度	1
8年度	1

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進

本計画を推進し、障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域でお互いの個性を認め合い、尊重し、安全かつ安心して生活できる共生社会を実現していくためには、二宮町 福祉保険課はもとより、庁内の関係各課による十分な対応が必要です。

また、町民をはじめ、障がい者団体、ボランティア団体、二宮町社会福祉協議会、民生委員児童委員などの多くの地域関係団体・機関の参加と行動が必要不可欠なため、それらの関係団体・機関と相互に連携を強化していくとともに、町民の障がい福祉に対する意識の高揚を図り、計画の推進に努めます。

そのためには、計画に対する理解を得ることが重要であり、本計画の実現に向けて、町及び二宮町社会福祉協議会の広報紙、ホームページなどに掲載するなど、様々な方法で周知・啓発を行い、地域福祉の取り組み推進に向けた意識の醸成を図ります。

さらに、障がい者福祉施策に関する法や制度の見直しなど、国や県レベルの課題については、圏域内の市町との連携のもと、積極的に提言や要望を行っていくとともに、障がい福祉に関する予算の確保については、機会を捉えて、国や県に引き続き要望していきます。

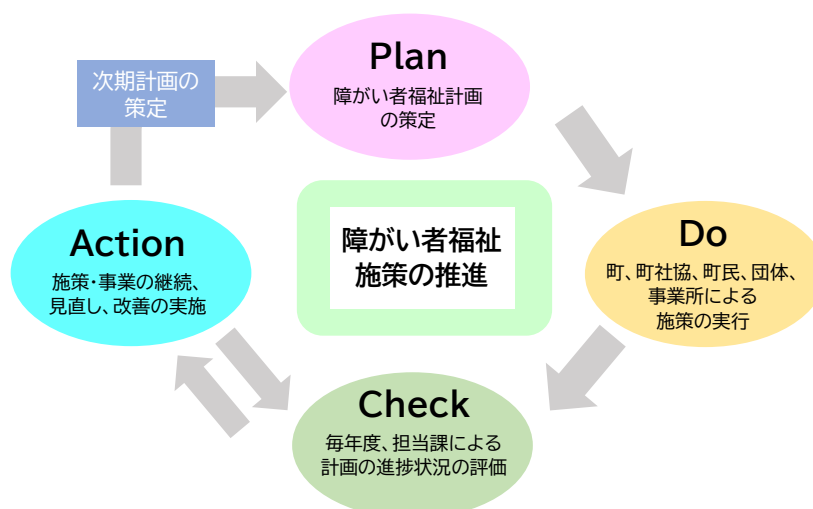
2. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクル【Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）】の理念を活用し、計画の着実な推進を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性を高めていきます。

本計画に記載した各施策・取り組みについて、毎年度、担当課で進捗状況について評価し、関係各課と連絡・調整を図りながら、課題については次年度以降の施策・取り組み内容の改善につなげます。

なお、必要に応じて計画期間の途中であっても社会情勢の変化等に応じて計画の見直しを行います。見直した内容については、町ホームページ等を通して町民に広く周知します。

<PDCAサイクルに基づく計画の推進>



第7章 資料編

1. 二宮町障害者福祉計画策定検討会運営要綱

二宮町障害者福祉計画策定委員会設置要綱の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、二宮町障害者福祉計画策定検討会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(検討事項)

第2条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づき、障害者福祉計画(以下「計画」という。)を策定することを目的として、二宮町障害者福祉計画策定検討会(以下「検討会」という。)は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画策定のための調査研究及び計画の意見聴取に関すること。
- (2) 計画策定に係る情報交換に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、構成員11人以内をもって組織し、次に掲げる者から選出する。

- (1) 障害者団体から推薦を受けた者
- (2) 障害者福祉施設の代表者
- (3) 一般公募者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 構成員の任期は、計画を策定する日までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報償費)

第5条 構成員が検討会の会議に出席した場合は、報償費を支給する。

2 前項に規定する報償費は、出席に応じ予算の範囲内で支給する。ただし、第3条で規定する構成員のうち、公的機関に所属するものについては、報償費を支給しないものとする。

(座長)

第6条 検討会に、座長を置き、構成員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理する。

(検討会)

第7条 検討会の会議は、町長が招集する。

2 検討会は、構成員の半数以上の出席がなければ検討会の会議を開催し、意見を聴取することはできない。ただし、特別な事情により検討会の会議を開催できない場合は、他の方法により意見聴取を行うものとする。

(意見等の聴取)

第8条 座長は、検討会の会議の運営上必要があると認めるときは、構成員以外の者を検討会の会議に出席させて意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第9条 構成員は、検討会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 検討会の庶務は、健康福祉部福祉保険課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は検討会にて協議して定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2. 二宮町障がい者福祉計画策定検討会 構成員名簿

	分 野	団 体	構成員名	備 考
1	福祉団体	身体障害者福祉協会	相原 みどり	
2	福祉団体	視覚障害者協会	新井 順子	
3	福祉団体	中郡聴覚障害者協会	橘川 透	
4	福祉団体	手をつなぐ育成会	佐藤 直美	
5	福祉団体	湘南あゆみ会	鵜殿 満	
6	社会福祉事業者	コスタ二宮	山口 貴士	
7	社会福祉事業者	社会福祉法人素心会	萩原 勝己	
8	学識経験者 (就労支援)	障がい者就業・生活支援センター サンシティ	山寄 健太郎	
9	一般公募	一般公募	小山 由雄	
10	一般公募	一般公募	井上 太郎	
11	行政機関	平塚保健福祉事務所 保健予防課長	田中 智子	

3. 第3次二宮町障がい者福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
令和5年11月30日～ 令和5年12月28日	二宮町障がい者福祉についてのアンケート 実施
令和6年7月12日	第1回 二宮町障がい者福祉計画策定検討会 (1) 計画策定スケジュール (2) 町民意識調査アンケート結果及び 統計データからみる二宮町に ついて (3) 計画策定の骨子について (4) その他
令和6年8月27日	第2回 二宮町障がい者福祉計画策定検討会 (1) 計画策定の素案について (2) その他
令和6年11月11日	第3回 二宮町障がい者福祉計画策定検討会 (1) 計画策定の素案について (2) その他
令和7年1月6日～ 令和7年2月5日	「第3次障がい者福祉計画（案）」に対する町民意見募集 （パブリックコメント）の実施
令和7年2月26日	第4回 二宮町障がい者福祉計画策定検討会 (1) ●●●●●●●● (2) ●●●

第3次 二宮町 障がい者福祉計画

【令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）】

第7期障がい福祉計画及び 第3期障がい児福祉計画

【令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）】

令和7年（2025年）3月

二宮町 福祉保険課

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961 番地

電話：0463-75-9289 F A X：0463-73-0134